

平成二十二年

平成 22 年

第 3 回定例輪之内町議会会議録

第三回定例輪之内町議会会議録

平成 22 年 9 月 7 日 開会
平成 22 年 9 月 17 日 閉会

岐阜県輪之内町議会

輪之内町議会

第3回定例輪之内町議会会議録目次

9月7日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	5
町長提案説明	5
議第36号（提案説明・採決）	10
議第37号（提案説明・質疑・委員会付託）	11
議第38号から議第43号まで（提案説明・質疑・委員会付託）	14
議第44号（提案説明・質疑・討論・採決）	23
議第45号（提案説明・質疑・討論・採決）	24
散会	28

9月17日

議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	29
説明のため出席した者	30
職務のため出席した事務局職員	30
開議	31
諸般の報告	31
一般質問	31
5番 田中政治議員	31
1番 浅野常夫議員	39
9番 森島正司議員	41

議第37号（委員長報告・質疑・討論・採決）	53
議第38号から議第43号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	56
閉会	67
会議録署名議員	68

平成22年9月7日開会 第3回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成22年9月7日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明
- 日程第6 議第36号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議第37号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第38号 平成21年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議第39号 平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議第40号 平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議第41号 平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議第42号 平成21年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議第43号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議第44号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第45号 あすわ苑老人福祉施設事務組合規約の一部を改正する規約について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15までの各事件

○出席議員（9名）

1番	浅野常夫	2番	小川春男
3番	高橋愛子	4番	浅野利通
5番	田中政治	6番	北島登
7番	森島光明	8番	近藤勝美

9番 森島正司

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	森島昭道
参事	中島修	調整監	尾崎敏美
調整監	中島桂一郎	会計管理者 兼税務課長	小川美代子
経営戦略課長 心得	荒川浩	住民課長	兒玉隆
福祉課長	加藤智治	建設課長	加納孝和
産業課長	岩津英雄	教育課長	森島秀彦
代表監査委員	兒玉俊雄		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田中実	議会事務局	西脇愛美
--------	-----	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（浅野利通君）

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成22年第3回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（浅野利通君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定により議長において、3番 高橋愛子君、7番 森島光明君を指名いたします。

○議長（浅野利通君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月17日までの11日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から9月17日までの11日間とすることに決定しました。

○議長（浅野利通君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成21年度5月分、平成22年度5月分、6月分、7月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、町長から平成21年度健全化判断比率等の報告がありました。

平成21年度決算審査意見書は、お手元に配付のとおりです。

本日は代表監査委員の出席をいただいておりますので、御報告をお願いします。

代表監査委員 兒玉俊雄君。

○代表監査委員（兒玉俊雄君）

皆さん、おはようございます。

監査の御報告をこれからさせていただきます。

去る10月14、15日、2日間にわたり平成21年度一般会計、特別会計の決算及び各基金の運用状況の審査を田中政治監査委員とともに厳正かつ公平に実施いたしましたので、監査委員を代表して御報告いたします。

お手元の決算審査意見書により、その大要を申し上げます。

平成21年度の町一般会計及び特別会計の決算並びに基金の運用状況の審査の意見を、お手元の決算審査意見書により申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成21年度の各会計歳入歳出決算及び証書類並びに同法第241条第5項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査いたしました。

審査の対象は、1. 平成21年度輪之内町一般会計歳入歳出決算、2. 平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、3. 平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4. 平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算、5. 平成21年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算、6. 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、7. 平成21年度各基金の運用状況を示す書類であります。

審査の期間は、平成22年7月14日から15日までの2日間実施いたしました。

審査の方法は、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、決算書、附属書類などに基づきながら、あわせて関係職員の説明を聴取して審査しました。

審査の結果を申し上げます。

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その内容を審査した結果、決算計数は誤りのないものと認められ、会計経理は完全でありました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計算についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

決算の概要と基金の運用状況の審査の意見については、この意見書に記載してありであります。

最後に、今後、町の財政運営に当たっては、地方分権の時代にふさわしい、「真の自立」を確立するため、すべての事務事業に最少の経費で最大の効果を得るべく、行政改革の推進を図るとともに、歳入においては、公租・公課等の収入未済額の減少に努め、企業誘致など推進され、自主財源の積極的な確保に努められ、足腰の強い財政基盤を確立し、だれもが永住を願う町の実現に向けて、さらなる努力を期待するものであります。

以上で、決算審査の結果を申し述べましたが、私ども監査委員は、その使命を重く受けとめ、町の行財政の公正かつ効率的な運営を確保し、町民の信頼と期待にこたえるべく、引き続き監査業務に万全を期してまいりたい所存でございます。議会、町執行部の皆様

方の御理解、御協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅野利通君）

ありがとうございました。

兒玉俊雄代表監査委員には御退場願います。

（代表監査委員 兒玉俊雄君退場）

○議長（浅野利通君）

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅野利通君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（浅野利通君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

初秋の風がさわやかに渡るはずの季節であります。異常気象のせいか相変わらずの暑さが続くきょうこのごろでございます。議員各位には、平成22年第3回定例輪之内町議会の開催に当たり、公私御多用のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。平素は輪之内町発展のため格別の御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さきの議員研修に同行させていただく機会を得て、輪之内町の当面する諸課題解決の方向性を探る研修をすることができました。今後とも、議員各位とともに町政の課題に一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

さて、国政は、昨年9月に民主党が政権を獲得して以降、初の全国規模の国政選挙となった参議院通常選挙において、民主・国民新党の連立与党が非改選の議席を含めても参議院の過半数を割り込むという大敗を喫しました。その結果、衆・参両院で多数派が異なるねじれ現象が再び生じ、今後の政権運営に不安を残すこととなり、国政の動向が注目をされるところであります。

一方、国内経済は、GDP0.4%増で、予想値を大幅に下回り、経済政策の正念場となっております。また、急激な円高は、輸出の阻害要因となり、先行きの不安は増大するばかりであります。その結果、企業は国内投資や雇用の増加に踏み切れず、家計は消費を控え、国内の売上高は伸びない状況となり、日本経済は負のスパイラルからなかなか

か抜け出せない状況であります。

また、異常気象がもたらす局地的豪雨による災害の発生が全国的に多発しており、これらへの万全の備えが必要であります。当町でも災害に対応するため、関係機関と連携し、避難勧告等の判断・伝達に関する検討を行い、マニュアルを策定したところであります。

また、異常とも思える今夏の猛暑と、それに伴う熱中症の多発が社会の話題ともなりました。そして、間もなく敬老の日を迎えるわけではありますが、高齢者の所在不明問題や年金不正受給問題も話題となったところであります。個人のプライバシーと社会のかわり方において今後どのように対応すべきなのか、現代社会の陰の部分にも留意が必要と考えております。

それでは、本日提案いたしております議案の概要を御説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げます。

本日提出させていただきます議案は、選任同意1件、補正予算1件、決算認定6件、条例改正2件の、計10件でございます。

それでは、提案理由について順次御説明を申し上げます。

初めに、人事案件でございます。

議第36号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員3名のうちの1名、青木敏宏氏が9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

続きまして、補正予算関係でございます。

議第37号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,796万8,000円と定めるものであります。

まず、歳出の補正予算のうち主なものについて御説明を申し上げます。

総務費のうち、広報費の15万8,000円は、老朽化等で破損した広報掲示板について地元区長からの修繕要望に対応するもののほか、台風等の災害による破損など不慮の修繕に備えるものであります。

臨時指定統計費の3万6,000円は、前年度実施された農業センサスの調査結果の検証事務に当たり委託金の交付があり、これを受け入れたものであります。

その他、今年度、国勢調査が10月1日現在で全国的に実施されますが、調査票回収後の点検・審査等の事務処理において点検体制の強化、記入内容の補完及び精度の向上を図るため、既定の予算の組み替えをするものであります。

民生費のうち、福祉医療費の259万4,000円は、前年度の福祉医療費助成事業補助金の実績精査に伴い生じた返還すべき額を県に戻すものであります。

児童福祉総務費の40万5,000円は、岐阜県子育て対策臨時特例基金（安心こども基金）を活用し、前年度に引き続き、安心こども文庫の図書の実と3人乗り自転車の普及啓発を行うものです。

衛生費のうち、予防費の15万6,000円は、医師会との協議により予防接種時の安全性と効率性を確保するため、当該業務に従事する看護師の増員をしようとするものであります。

農林水産業費のうち、農業委員会費の57万2,000円は、県補助金を活用して農業委員14名が「全国農業担い手サミットinしまね」に参加し、「農でつくる人のきずなと地域の力」について全国の担い手と意見交換・交流を行う費用であります。このサミットを通じて、農業の担い手が人や地域の結びつきにより食料供給を担っている姿を再認識し、こうしたきずなと地域の活性化について理解を深め、また農業委員活動の活性化を図り、これからの町の農業振興に資することを目的とするものであります。

町民センター管理費の113万5,000円は、自動火災報知機設備等の消防設備や空調機器の故障、ふぐあいを修繕し、施設の安全性と利用者の快適性を確保するものであります。

続いて、歳入の補正予算の主なものを御説明いたします。

国庫支出金の203万7,000円の減額は、6月に補正しました農地制度実施円滑化事業費補助金の取り扱いの変更に伴い、県支出金の農業委員会交付金に組み替えるため全額を減額するものであります。

県支出金のうち、県補助金の地域子育て創生事業補助金は、岐阜県子育て支援対策臨時特例基金（安心こども基金）を原資とするもので、先ほど歳出の児童福祉総務費で御説明したとおりであります。

保育の質の向上のための研修事業費補助金8万6,000円は、これも岐阜県子育て支援対策臨時特例基金を原資とするものであります。これは保育所の職員等を対象に、保育の質の向上を図るための研修事業について補助を受けるものです。

農業委員会交付金の272万2,000円は、先ほどの国庫支出金からの組み替え相当分と農業委員会費で御説明をいたしました農業委員の研修に要する費用相当分等を合わせて計上したものであります。

県委託金の農業センサス委託金は、先ほど歳出の臨時指定統計費で御説明をしたとおりであります。

最後に、繰越金は、歳入補正予算全体を調整するため、384万5,000円を計上するものであります。

以上で、平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、決算認定関係の御説明を申し上げます。

議第38号 平成21年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について、御承知のとおり、年度当初は新型インフルエンザの発生による世界的規模による対応を迫られました。

一方、我が国の経済は、世界経済の成長から取り残され、深刻な状況となっており、今日もその状況から脱却できておりません。このような深刻な状況を踏まえ、国においては緊急経済対策を実施してまいりました。輪之内町といたしましても、地域活性化・生活対策交付金、経済危機対策臨時交付金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用し、各種事業を実施いたしたところであります。また、財政健全化の努力を継続し、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出予算の執行に際し、重点化・効率化に努めたところであります。

このような認識のもと、輪之内町行財政改革大綱の趣旨に沿いつつ、各種事業の着実な推進を図ることとし、効率的で持続可能な健全財政のより一層の徹底と、安全・安心のまちづくりのため、必要な施策の展開に積極的に取り組んだところであります。

平成21年度一般会計決算額は、歳入37億8,517万6,000円、歳出35億6,334万円となり、歳入歳出の差引額は2億2,183万6,000円となりました。なお、このうち翌年度へ繰り越すべき財源は3,573万8,000円であります。

また、最終予算額37億9,901万5,000円に対する決算額の比率は、収入率は99.6%、前年度は98.4%であります。執行率が93.8%、前年度は91.3%となりました。

歳入総額は、前年度に比較して3億4,330万円、10%の増となりました。

全体の35.6%を占める町税は、景気後退に伴う製造業等の業績不振により法人税の減収8,093万円が著しく、前年度に対して8,901万4,000円の減収となりました。

一方、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税等は、合わせて7,637万2,000円の増加となっております。

国庫支出金は、地域活性化・生活対策臨時交付金及び経済危機対策臨時交付金、定額給付金給付事業費補助金等により2億5,189万8,000円、228.6%の増、また県支出金では緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金等がありましたが、全体では21万6,000円の減でありました。

町債については、臨時財政対策債を2億1,710万円、地方道路等整備事業債4,460万円を発行するなど、将来的負担を慎重に見きわめつつ、必要財源の確保をいたしたところであります。

歳出総額は、前年度に対して3億4,806万6,000円、10.8%の増となりました。

輪之内町第4次総合計画「豊かな自然と輪中文化を受け継ぐまち輪之内」の実現と、「輪之内町行財政改革大綱」の積極的な推進を目指して、財源確保が困難な状況下において抑制型予算編成を基調としつつも安易な事業の見送りを避け、優先度・緊急度を重視した事業を展開いたしたところであります。

また、一方では、国・県の補助金等を積極的に活用し、公共施設の整備のほか、現下の厳しい経済状況において町としても雇用の創出に努めました。

その他、土木費は、全体で6,856万6,000円、14.5%の増であり、不況下における景気

浮揚を期待し、インフラ整備（公共工事）を積極的に実施いたしました。

以上で、平成21年度の一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、今後とも輪之内町の健全財政の堅持に努め、輪之内が元気で住みよい町になるために最善の努力を尽くしてまいりますので、今後とも御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議第39号 平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

国民健康保険事業は、昭和36年の事業開始以来、円滑な事業運営と財政の健全化に努めているところでありますが、被保険者の高齢化が進んでおり、それによる医療費の増加や、厳しい経済状況下での所得格差の拡大、低所得者が集中する制度上、構造上の問題・課題が顕在化しておる状態にあります。

平成21年度においては年度当初より新型インフルエンザが猛威を振るい、この影響で医療費の大幅な伸びが危惧されておりましたが、最終的には1人当たりの医療費は、前年度比2%の減に抑えることができました。このことから、特定健康診査等の保健事業の実施により、被保険者の健康維持・増進に対する意識が向上していることがうかがえます。

しかしながら、医療費の半分近くを65歳から74歳の前期高齢者が占めている現状をかんがみますと、今後、この世代の医療費を適正化する施策を講じることが急務となっております。

決算額は、歳入総額8億3,258万7,680円、歳出総額7億6,511万4,523円、その差引きは6,747万3,157円となりました。

今後も、町民皆様の健康増進と疾病予防、特定健康診査等の保健事業の推進により、全体として医療費の抑制を図り、国民皆保険制度を支える国保事業の安定運営に努めていく所存であります。

次に、議第40号 平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成20年4月から開始された後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障がいがある65歳以上の方を対象に岐阜県内の全市町村が加入する広域連合が運営し、市町村は、保険料の徴収及び申請の受理などの事務を行っております。

決算額は、歳入総額5,764万円、歳出総額5,763万1,000円、その差引きは9,000円となりました。

また、保険料収納率は、初年度に引き続き、特別徴収、普通徴収ともに100%となりました。

次に、議第41号 平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

老人保健制度は、平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始されたことにより、平

成20年3月診療分までの月おくれ請求及び国庫支出金等の精算を行うため、平成22年度まで特別会計が存続いたします。

決算額は、歳入歳出のいずれも473万6,000円となりました。

なお、月おくれ請求件数は、1件でありました。

次に、議第42号 平成21年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成21年4月から、「ことばの教室」を障害者自立支援法に基づく事業所に移行し、「輪之内町児童デイサービスセンター」として児童デイサービス事業を開始いたしました。

事業所では、心身の発達について支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を親子通園により提供いたしました。

初年度の決算額は、歳入総額1,373万6,000円、歳出総額1,218万7,000円、その差し引きは154万9,000円となっております。

次に、議第43号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

下水道事業は、平成9年、国の事業認可を受けて以来、順調に工事を進めてきております。平成21年度におきましては、歳出総額で6億1,801万5,930円となり、その主なものは、積算業務委託料、工事請負費、浄化センター管理費などであります。

管渠の工事につきましては、3,503メートルを施工し、全体計画の約61.4%を完成いたしました。

歳入総額は6億2,069万2,444円となり、その主なものは、受益者負担金、使用料、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び町債などであります。差引残高の267万6,514円は、次年度に繰り越すことになりました。

続きまして、条例関係の御説明を申し上げます。

議第44号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第45号 あすわ苑老人福祉施設事務組合規約の一部を改正する規約につきましては、事務事業の変更及び監査委員の任期について所要の改正を行うものであります。

以上で提出議案の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（浅野利通君）

日程第6、議第36号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事（中島 修君）

それでは、議第36号を説明申し上げます。輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。輪之内町固定資産評価審査委員会の委員中1名が任期満了するので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、左記の者を選任したいので、議会の同意を求めます。平成22年9月7日提出、輪之内町長。

住所、氏名、生年月日、任期を申し上げます。輪之内町大藪768番地の2、青木敏宏、昭和15年3月15日生まれ、平成22年10月1日から平成25年9月30日までの任期でございます。

青木様につきましては、職業につきましては農業でございます。最初の就任につきましては、平成17年9月21日から就任をされております。

以上でございます。適切なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅野利通君）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第36号については人事に関するものでありますので、質疑・討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、直ちに採決することに決定しました。

これから議第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第36号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

○議長（浅野利通君）

日程第7、議第37号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事（中島 修君）

議第37号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）。

平成22年度輪之内町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,796万8,000円と定める。平成22年9月7日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、事項別明細書により御説明を申し上げますので、明細書の6ページ、歳出から御説明を申し上げます。

款2.総務費、項1.総務管理費、目3.広報費でございますが、15万8,000円の補正でございます。需用費で修繕料ということで、先ほど町長の提案理由の中にもございましたが、広報掲示板の老朽化等により修繕対応してまいりたいと思っております。

次に、1枚めくっていただきまして、7ページでございます。項5.統計調査費、目3.臨時指定統計費ということで3万6,000円の追加をさせていただきます。国勢調査関係につきましては、先ほど町長の提案理由にもございましたように組み替えをさせていただいております。中身といたしましては、臨時職員の賃金28万8,000円、それから旅費、需用費等は減額いたしております。それから使用料及び賃借料ということで、住民情報の端末機を活用しまして事業を進めたいということで、これの借上料8,000円を追加いたしました。それと農業センサスに係る検証事務の追加3万5,000円でございますが、これをこの中で組み替えをいたしております。

次に8ページでございますが、款3.民生費、項1.社会福祉費、目4の福祉医療費で259万4,000円を追加いたしております。これにつきましては償還金でございまして、福祉医療費県補助金精算還付金ということでございます。これにつきましては、この助成事業の実績精査によりまして交付額の一部を返還するものでございますが、重度心身者の方の医療費で高額療養費の該当分が当初の予算より見込みが多かったということで、保険者からの納付金が入りましたので県の方へ精算還付ということになりました。

1枚めくっていただきまして、9ページでございますが、項3の児童福祉費、目1の児童福祉総務費では40万5,000円の追加、それから目4の児童福祉施設費で、これにつきましては財源補正をさせていただいております。児童福祉総務費につきましては、この中で3人乗り自転車の普及啓発に係る保険料、それからこども文庫の充実ということで備品購入費、それから消耗品で一部増額いたしております。

次に、款4の衛生費、項1の保健衛生費、目2の予防費でございますが15万6,000円ということで、委員報酬ということで看護師の報酬に係るものでございまして、先ほど町長からの提案理由にもございましたように、医師会との協議で予防接種がスムーズに

できるということで増員をさせていただくものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。款5の農林水産業費、項1の農業費でございますが、目1の農業委員会費、補正額は57万2,000円でございますが、これにつきましては、また歳入の方で説明させていただきますが、先ほど財源の中の補正も行っております。今回の農業委員会費の補正は、島根の方で開催をされますサミットに参加する費用を組んでおります。これにつきましては、農地制度実施円滑化事業補助金の対象となっております。このサミットにつきましては、全国農業会議所が主催するというものでございます。

それでは、歳入の方の説明をいたしますので戻っていただきたいと思っております。3ページでございます。

款13の国庫支出金、項2の国庫補助金、目4の農林水産業費国庫補助金でございますが203万7,000円減、これにつきましては説明申し上げました県補助金の方へ振りかえがなされたもので、減額をさせていただくものでございます。

1枚めくっていただきまして、款14の県支出金、項2の県補助金でございますが、目2の民生費県補助金49万1,000円、これにつきましては地域子育て創生事業補助金40万5,000円でございますが、これにつきましては100%対象となっております。それから保育の質の向上のための研修事業費補助金8万6,000円でございますが、これにつきましては、補助率は2分の1となっております。

目4の農林水産業費県補助金で272万2,000円追加させていただいておりますが、先ほどの国庫補助金の振りかえと追加分がございました。合わせて272万2,000円という補助金でございますが、農業委員会交付金ということでさせていただきました。

同じく項3の委託金、目1の総務費委託金でございますが3万5,000円、これにつきましては農業センサス委託金ということで、検証事務に充てるものでございます。

それから款18の繰越金、項1.繰越金、目1の繰越金でございますが、不足する費用を繰越金で充当するというので384万5,000円を計上させていただきました。なお、参考まででございますが、繰越金の剰余額は1億225万3,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（浅野利通君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

森島君。

○9番（森島正司君）

今回の一般会計補正予算505万6,000円ということで、思ったよりちょっと少ないかな

というような感じをしておるわけですが、今説明がありましたように、この留保額が1億200万ほどあるということですが、今後、この留保額、積極的な活用といたしますか、今の経済対策のためにも積極的な財政運営というものも必要ではないかと思うわけですが、どのように考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（浅野利通君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

数字については、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。1億円余りの剰余金がございますけれども、今後の補正財源に充てる部分、それから当然でありますけれども、これは結果として出てきた剰余金の額よりも、今後の必要な財政運営に備えるという意味においては財政調整基金と同様に考えておりますので、今、森島議員がおっしゃられたように、当然こういう厳しい経済状況のもとでございますので、国・県においてもいろんな施策が展開されると思いますが、そういったものが100%の国・県の負担でできるものばかりでもございませんので、それらの財源に充てる。それから、当然でございますが、必要な部分については、たとえ単費であってもこの1億円を原資にして何らかの事業を今後構築することは当然あり得ると、そんなふうに考えております。適時、適切にいろんな事業を打ってまいりたいと思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（浅野利通君）

そのほかありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第37号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第37号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（浅野利通君）

日程第8、議第38号 平成21年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから
日程第13、議第43号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳

出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

会計管理者に説明を求めます。

小川美代子君。

○会計管理者兼税務課長（小川美代子君）

それでは、議第38号から議第43号まで一括で説明をさせていただきます。

お手元に配付の平成21年度輪之内町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思います。

1 ページをお願いいたします。

上記決算審査をいたしましたところ相違ないものと認めたので、地方自治法第233条第3項により町議会の認定に付します。平成22年9月7日、輪之内町長。

それでは、順次説明をさせていただきます。

平成21年度輪之内町一般会計歳入歳出決算書、歳入金37億8,517万6,459円、歳出金35億6,333万9,555円、歳入歳出差引残金2億2,183万6,904円、うち翌年度繰越金1億8,609万8,904円。

2 ページをお願いいたします。平成21年度実質収支に関する調書、輪之内町一般会計、1. 歳入総額37億8,517万6,459円、2. 歳出総額35億6,333万9,555円、3. 歳入歳出差引額2億2,183万6,904円、4. 翌年度へ繰り越すべき財源、(2)の繰越明許費繰越額3,573万8,000円でございます。この内訳につきましては、財産維持管理事業、プラネットプラザ管理事業、学校施設設備管理事業、給食供給事業等に係るものでございます。5の実質収支額は1億8,609万8,904円でございます。6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

続きまして、3ページの方をお願いいたします。歳入から説明をさせていただきます。

款1. 町税では、調定額に対しまして収入済額は13億4,895万2,262円で、収入割合は94.52%でございます。また、不納欠損額は893万2,070円、収入未済額は6,934万1,701円でございます。

款2. 地方譲与税から款7の自動車取得税交付金につきましては、調定額に対しまして収入済額は同額となっております。

1枚めくっていただきます。款8. 地方特例交付金から款14の県支出金につきましても、調定額に対しまして収入済額は同額でございます。

1枚めくっていただきまして、款15. 財産収入から款18. 繰越金につきましても、同じく調定額に対しまして収入済額は同額でございます。

次の款19. 諸収入につきましては、1項から5項までの調定額は1億5,271万4,133円で、収入済額は1億5,240万2,133円で、3項の貸付金元利収入で31万2,000円の収入未済額がありました。

款20. 町債では、調定額に対しまして収入済額は同額でございます。

歳入合計につきましては、調定額38億6,376万2,230円に対し、収入済額37億8,517万6,459円で、収入割合は98.19%でございます。不納欠損額は893万2,070円、収入未済額は6,965万3,701円でございます。

1枚めくっていただきまして、歳出を御説明申し上げます。

款1. 議会費では、執行率は99.51%でございます。

款2. 総務費につきましては、総務管理費から監査委員費までの6項ございまして、執行率は97.63%でございます。また、翌年度繰越額は245万円でございます。

款3. 民生費につきましては、社会福祉費から災害救助費までの4項ございまして、執行率は95.64%でございます。また、翌年度繰越額は150万円でございます。

款4. 衛生費では、保健衛生費と清掃費の2項合わせました執行率は98.29%でございます。

款5. 農林水産業費では98.84%。

款6. 商工費につきましては98.25%。

款7. 土木費につきましては、土木管理費から次のページの都市計画費までの4項ございまして、執行率は98.61%でございます。

1枚めくっていただきまして、款8. 消防費につきましては、執行率94.27%でございます。また、翌年度繰越額は472万8,000円でございます。

款9. 教育費では、教育総務費から保健体育費までの6項ございまして、執行率は73.65%でございます。また、翌年度繰越額は1億2,982万2,000円でございます。

款10. 公債費につきましては、執行率99.86%でございます。

款11の予備費につきましてはございません。

歳出合計につきましては、支出済額が35億6,333万9,555円で、執行率は93.80%でございます。また、翌年度繰越額は1億3,850万円、不用額は9,717万5,415円ということで、歳入歳出差引残額は2億2,183万6,904円となりました。

続きまして、85ページをお願いいたします。

平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、歳入金8億3,258万7,680円、歳出金7億6,511万4,523円、歳入歳出差引残金6,747万3,157円、うち翌年度繰越金も同額でございます。

86ページをお願いいたします。実質収支に関する調書、輪之内町国民健康保険事業特別会計、1. 歳入総額8億3,258万7,680円、2. 歳出総額7億6,511万4,523円、3. 歳入歳出差引額6,747万3,157円、4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5. 実質収支額6,747万3,157円、6の基金繰入額はございません。

続きまして、87ページをお願いいたします。歳入から説明をさせていただきます。

款1. 国民健康保険税では、調定額に対する収入割合は80.29%でございます。また、不納欠損額が327万8,000円で、収入未済額は5,352万208円でございます。

款2. 使用料及び手数料から款9の繰入金までは、調定額に対します収入割合は100%でございます。

1枚めくっていただきまして、款10.繰越金につきましては、調定額に対し収入割合は100%でございます。

款11の諸収入につきましても、調定額に対し収入割合は100%でございます。

歳入合計でございますが、調定額8億8,938万5,888円、収入済額8億3,258万7,680円となっております。収入割合は93.61%でございます。不納欠損額は327万8,000円、収入未済額は5,352万208円でございます。

1枚めくっていただきまして、91ページをお願いいたします。

款1.総務費につきましては2項ございまして、予算に対する執行率は93.96%でございます。

款2.保険給付費につきましては5項ございまして、執行率は94.44%でございます。

款3.後期高齢者支援金につきましては、予算に対する執行率は99.99%でございます。

款4.前期高齢者納付金につきましては、予算に対する執行率は84.43%でございます。

款5.老人保健拠出金につきましては、執行率92.94%でございます。

款6.介護納付金につきましては、予算に対する執行率は99.99%でございます。

款7.共同事業拠出金では、執行率は94.55%。

款8.保健事業費につきましては、執行率は95.12%でございます。

款9の公債費はございません。

款10.諸支出金につきましては、1枚めくっていただきますと2項ございまして、執行率は96.36%でございます。

款11.予備費につきましては、支出はございません。

歳出合計につきましては、支出済額が7億6,511万4,523円で、予算に対する執行率は95.14%でございます。歳入歳出差引残額は6,747万3,157円でございます。

続きまして、117ページをお願いいたします。

平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、歳入金5,764万344円、歳出金5,763万544円、歳入歳出差引残金9,800円、うち翌年度繰越金も同額でございます。

118ページをお願いいたします。実質収支に関する調書、輪之内町後期高齢者医療特別会計、1.歳入総額5,764万344円、2.歳出総額5,763万544円、3.歳入歳出差引額9,800円、4.翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5.実質収支額9,800円、6の基金繰入額はございません。

続きまして、119ページをお願いいたします。歳入から説明をさせていただきます。

款1.後期高齢者医療保険料では、調定額に対しまして収入済額は同額でございます。

款2.使用料及び手数料及び款3の後期高齢者医療広域連合支出金につきましても、調

定額に対しまして収入済額も同額でございます。

款4.繰入金につきましても、調定額に対しまして収入済額が同額でございます。

次の款5.繰入金及び款6の諸収入につきましても、調定額に対し収入済額は同額でございます。

歳入合計につきましては、調定額、収入済額は5,764万344円と、同額となっております。

1枚めくっていただきまして、121ページをお願いいたします。歳出について説明をさせていただきます。

款1.総務費につきましては、予算に対する執行率は82.33%でございます。

款2.後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、執行率は90.30%でございます。

款3.保健事業費につきましては、予算に対する執行率は80.29%でございます。

款4.諸支出金及び款5の予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計につきましては5,763万544円で、予算に対する執行率は97.80%でございます。歳入歳出差引残額は9,800円でございます。

続きまして、129ページをお願いいたします。

平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算書、歳入金473万5,723円、歳出金473万5,723円、歳入歳出差引残金はゼロ円でございます。うち翌年度繰越金もゼロ円でございます。

130ページをお願いいたします。実質収支に関する調書、1.歳入総額473万5,723円、2.歳出総額473万5,723円、3.歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源、5.実質収支額、6の基金繰入額についてはございません。

1枚めくっていただきまして、歳入を説明させていただきます。

款1.支払基金交付金では、調定額に対する収入済額は同額でございます。

款2.国庫支出金につきましても、調定額に対する収入済額は同額でございます。

款3.県支出金から款5の繰越金につきましては、収入はございませんでした。

次の款6.諸収入につきましては、3項の雑入におきまして2万412円の収入がございました。

歳入合計でございますが、調定額473万5,723円で、収入済額も同額となっております。

1枚めくっていただきまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

款1.総務費につきましては、執行率は39.98%でございます。

款2.医療諸費につきましては、執行率は1.31%でございます。

款3.諸支出金では、執行率は99.54%でございます。

款4.予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計でございますが、支出済額473万5,723円で、予算に対しまして執行率は66.70%でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

続きまして、141ページをお願いいたします。

平成21年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算書、歳入金1,373万6,296円、歳出金1,218万6,746円、歳入歳出差引残金154万9,550円、うち翌年度繰越金も同額でございます。

142ページをお願いいたします。実質収支に関する調書、輪之内町児童デイサービス事業特別会計、1. 歳入総額1,373万6,296円、2. 歳出総額1,218万6,746円、3. 歳入歳出差引額154万9,550円、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5. 実質収支額154万9,550円、6の基金繰入額はございません。

続きまして、143ページをお願いいたします。歳入から説明をさせていただきます。

款1. 障害福祉サービス費では、調定額に対しまして収入済額も同額でございます。

款2. 使用料及び手数料につきましても、収入済額、調定額は同額でございます。

款3. 繰入金も、同じく調定額に対しまして収入済額も同額でございます。

次の款4. 諸収入では、2項の雑入におきまして1万9,000円の収入がございました。

歳入合計につきましては、調定額1,373万6,296円で、収入済額も同額となっております。

1枚めくっていただきまして、145ページをお願いいたします。歳出に入らせていただきます。

款1. 総務費では、予算に対する執行率は64.50%でございます。

款2. 障害福祉サービス事業費では、執行率は91.20%でございます。

款3の予備費につきましてはございませんでした。

歳出合計でございますが、1,218万6,746円支出いたしておりまして、執行率は90.27%でございます。歳入歳出差引残額は154万9,550円でございます。

続きまして、151ページをお願いいたします。

平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、歳入金6億2,069万2,444円、歳出金6億1,801万5,930円、歳入歳出差引残金267万6,514円、うち翌年度繰越金も同額でございます。

152ページをお願いいたします。実質収支に関する調書、輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計、1. 歳入総額6億2,069万2,444円、2. 歳出総額6億1,801万5,930円、3. 歳入歳出差引額267万6,514円、4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5. 実質収支額267万6,514円、6の基金繰入額はございません。

1枚めくっていただきまして、153ページをお願いいたします。歳入から説明をさせていただきます。

款1. 分担金及び負担金では、調定額に対しまして収入割合は79.07%でございます。

款2. 使用料及び手数料では、2項合わせました調定額に対しまして収入割合は97.37%でございます。

款3の国庫支出金から款5.財産収入でございますが、調定額に対しまして同額を収入いたしております。

款6.繰入金では、2項合わせました調定額に対します収入済額も同額でございます。

款7.繰越金でございますが、調定額、収入済額とも同額でございます。

款8.諸収入では、2項合わせました調定額に対し収入済額も同額でございます。

1枚めくっていただきまして、款9.町債でございますが、調定額に対しまして同額を収入いたしました。

歳入合計でございますが、調定額6億2,962万5,254円に対しまして収入済額は6億2,069万2,444円でございます。収入割合につきましては、98.58%でございます。

では、1枚めくっていただきまして、157ページをお願いいたします。歳出について説明申し上げます。

款1.公共下水道費でございますが、予算に対する執行率は95.05%でございます。

款2.公債費につきましては、予算に対する執行率は99.91%でございます。

款3の予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計でございますが、6億1,801万5,930円支出いたしまして、予算に対します執行率は99.38%でございます。歳入歳出差引残額は267万6,514円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野利通君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、一般会計の方ですけれども、昨年度は緊急雇用創出事業とか、あるいは地域活性化事業、このような事業が臨時議会を開いて補正予算を組んでやられたわけですが、その執行状況とその効果、成果ですね。

例えば、この緊急雇用創出事業というのは離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年者等の一時的なつなぎの雇用、就業機会を創出するための事業だというようなことだったわけですが、そのための予算として総額2,700万円ほどの補正予算を組んで執行されたわけですが、この成果としてどのくらいの雇用者が救われたのか。この離職を余儀なくされた方が何人くらい救われたのかというようなことをお伺いしたい。

それから、地域活性化につきましても9,700万円ほどの補正予算を組んで行われたわけですが、この執行状況はどうなっているかといったことをお伺いしたいと思います。

それから、繰越明許で定額給付金などが行われてきたわけですが、定額給付金給付事業としては1億5,700万円の繰越明許をしているわけですが、その執行状況、不用額が出ているのではないかと思うわけですが、定額給付金対象者全員が受給したのか、あるいは辞退された人が何人いるのか、そういう中で給付率はどのくらいだったのかというようなことを教えていただきたいと思います。

○議長（浅野利通君）

経営戦略課長心得 荒川浩君。

○経営戦略課長心得（荒川 浩君）

まず、定額給付金の執行状況、そして給付率についてのお尋ねでございますが、御存じのように給付対象者は世帯主ということでありまして、それでいきますと、給付済み世帯が2,890世帯、これは外国人も含んでおります。未交付者が42でございます。給付済み額は1億5,022万4,000円で、給付済み世帯数の給付率は98.63%、金額でいきますと99.6%の方に給付を行いました。人数でいきますと、内訳でございますが、日本人の方に給付をしたのが9,769人、外国人に給付をさせていただいたのが219人、合計9,988名の方に給付をさせていただいて、先ほども言いましたが、給付済み金額としましては99.6%の給付で終わっております。

次に、経済危機対策等の執行状況でございますが、昨年度、補正予算等でお認めいただいた事業でございますが、全部で11事業を補正予算で上げさせていただきまして、21年度内に業務を完了しておるのが9事業で、22年度に繰り越させていただいた事業が2事業でございます。21年度内の交付金額は総計9,700万6,000円に対して、21年度内に歳入を見ましたのが4,381万5,000円でございます。今年度に繰り越させていただいておりますのは、総務費の財産管理費であります低燃費低公害車購入事業と給食センターの厨房機器等の改修でございますが、学校給食用厨房機器整備事業を22年度に繰り越させていただいております。

あと1点、緊急雇用の雇用者の効果等につきましては、申しわけございませんが、今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、委員会の方でお願いできたらと思います。よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

定額給付金の未交付42世帯ということでしたけれども、この42世帯のうち、みずから辞退されたというのは何世帯かあるんでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（浅野利通君）

経営戦略課長心得 荒川浩君。

○経営戦略課長心得（荒川 浩君）

今のお尋ねの件でございますが、未交付者42世帯につきまして、その内訳は、日本人の世帯が24、外国人が18、外国人は1人で1世帯というふうにカウントしますので実質18人なんですが、日本人の方につきましては、みずからこの定額給付金を辞退するという申し出のあった方はお見えになりません。申請がなかったということでございますし、外国人につきましても申請がなかったということでございます。以上でございます。

○議長（浅野利通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第38号から議第43号までについては、8人の委員で構成する平成21年度決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第38号から議第43号までについては、8人の委員で構成する平成21年度決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前10時22分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（浅野利通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（発言する者あり）

○議長（浅野利通君）

暫時休憩します。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（浅野利通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました平成21年度決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、平成21年度決算特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

平成21年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前10時41分 休憩)

(午前10時42分 再開)

○議長（浅野利通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平成21年度決算特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長は高橋愛子君、副委員長は浅野常夫君です。

これで報告を終わります。

○議長（浅野利通君）

日程第14、議第44号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事（中島 修君）

それでは、議案書を願ひいたします。

議第44号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成22年9月7日提出、輪之内町長。

1枚めくっていただきまして、輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例ということで、輪之内町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年輪之内町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「若しくは第4号」を「、第5号若しくは第10号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」の下に「、第8号、第9号又は第13号」を加える。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するというところでございますが、今回の条例改正は児童扶養手当法の改正によりまして改正を行うもので、引用条項との整合を図るため改正をさせていただきました。

上位法の児童扶養手当法の改正内容につきましては、児童扶養手当の支給要件につい

て、母と生計を同じくしていない児童を監護し、かつこれと生計を同じくしている児童の父を新たに支給対象とすることとされたということで、すなわち母子家庭に限定されておりました児童扶養手当が父子家庭にも支給されるということになりましたので、今回、この条例を改正させていただくものです。

どうかよろしく御審議の上、適切なる御議決をいただきますようお願いいたします。

○議長（浅野利通君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第44号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第44号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（浅野利通君）

日程第15、議第45号 あすわ苑老人福祉施設事務組合規約の一部を改正する規約についてを議題とします。

調整監から議案説明を求めます。

中島桂一郎君。

○調整監（中島桂一郎君）

それでは、議案書の8ページをお開き願いたいと思います。

議第45号 あすわ苑老人福祉施設事務組合規約の一部を改正する規約について。地方

自治法第286条第1項の規定により、あすわ苑老人福祉施設事務組合理約の一部を改正する規約を次のように定めるものとする。平成22年9月7日提出、輪之内町長。

新旧対照表の3ページをお開き願いたいと思います。

第3条の第2項でございますが、下段が改正前、上段が改正案でございます。第3条の第2項の文言でございますが、前号に併設するデイサービスセンターの「（訪問入浴介護を含む。）」というのを削除するものでございます。

それから第10条の監査委員につきましては、第3項にただし書きを入れるということでございます。

訪問入浴につきましては、平成20年ごろに協議がなされて現在に至っておるようでございますが、20年に廃止の協議があり、その施設、自動車設備等が長年経過をして使えない状態になっておるということで現在まで休止になっておりますけれども、この7月の組合議会の中で3市町が協議をして、今の現状でいきますと2人利用があるということで、この利用者についても説明をし、施設をあっせんし、同額でサービスをしておるということで、3市町が議会に諮って行っていくというふうになりましたので、今回、規約を改正するものでございます。

また、第10条の監査委員のただし書きにつきましては、地方自治法の中に準じて直すということで、これも大垣市の議員さんから発言がありましたので、地方自治法のただし書きをあすわ苑の中の監査委員の中にも入れ込むということで、3市町が協議をいたしまして、今回、かけさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（浅野利通君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

訪問入浴を廃止するということですが、家庭で介護が必要な方にとっては、この訪問入浴というのはかなりありがたいサービスではないかと思うわけですが、訪問入浴車が使えないような状況になっていたというような話ですが、利用のこの要望があるのであれば、やはりこれは継続すべきではないかと思うんですが、金がかかるから廃止ということなのか、その辺、どの程度まで議論されたのか。本当に今の利用者の要望に沿ったサービスが提供できるようにしていかないと、いけないと思うんですが、逆行しているような気がするんですが、どのように考えてみえますか、お尋ねします。

○議長（浅野利通君）

調整監 中島桂一郎君。

○調整監（中島桂一郎君）

この今回の規約の改正につきましては、森島さんがあすわ苑の議員さんのときにどうも発言がなされておるようでございますが、そのときには4名の利用者があったと。ですが、それ以降2名になったということで、利用料金については、あすわ苑と同等の施設であっせんをしたということで、安八町の方は輪之内の楡俣の「幸の風」と、それから輪之内の人は羽島の「ママーズ」という施設で利用しておるということで、利用料金については同額でございますので、高いということではないと思いますので、同等の施設で利用がなされておるということで、当時、訪問入浴につきましては、条例の中の括弧書きでございますのでそこら辺の議論もあったようでございますが、3市町の中で今の現状で利用者も少ないということで、今回、各市町で規約の改正をしていただきたいということでございますので、当町も今回、議会に上程をしたわけでございますので、なしになったから、今まで入っておった人が別のところを利用して同等なサービスを受けておるということでございますので御理解をいただきたいと思います。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

訪問入浴がだめだから施設でというのは、これはちょっと趣旨が違うのではないかと
思うんですよね。訪問入浴は、あくまで自宅におって、その移動入浴車が来て自宅で入
浴できると。ところが、どこかかわりの施設へ行くとなれば、これは全く違った質のサ
ービスになるというふうに思うわけですけれども、訪問入浴がこの施設へ行けば入浴で
きるからいいのではないかというのとはちょっとサービスの内容が違うと思うんですけ
れども、その辺どうなんですか。

○議長（浅野利通君）

調整監 中島桂一郎君。

○調整監（中島桂一郎君）

あすわ苑で行っておるのは、自動車に設備がついた入浴でございますので、今言いま
した羽島も輪之内も同等な施設の自動車の設備だというふうに聞いておりますので、あ
すわ苑が行っておった設備と違うというふうなことは思っておりませんので、同等なサ
ービスを受けておるということでございます。以上です。

○議長（浅野利通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

これから議第45号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

やはり多様な介護要求にこたえるようにしていくというのが行政の責務ではないかというふうに思うわけで、保険料は取るけれども、そういうサービスが低下していくというようなことになれば、これは逆行しているというふうに私は思います。

いろいろと財政的な面で厳しい面があるのかもしれませんが、やはりそういったことはほかの面でいろいろと対策を考えていくべきであって、サービスの低下、あすわ苑にとってはそういうサービスができなくなるというわけですから、それは私は反対であります。

○議長（浅野利通君）

ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

7番 森島光明君。

○7番（森島光明君）

あすわ苑に入浴介護がなくても、私も事実そうなんですが、ほかの業者が来て同じサービスをしてくれますので、あすわ苑は需要が少ないのにそういったものを置いておくということはかなり経費の無駄になります。同じサービスをほかの業者がやってくれるなら、そこへ任せてやっていただければ、3人か4人か、その程度なら同じサービスをやってくれますので、これはなくしてもいいと思います。

○議長（浅野利通君）

これで討論を終わります。

これから議第45号を採決します。

お諮りします。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立7名）

○議長（浅野利通君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（浅野利通君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会及び決算特別委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって9月16日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第37号から議第43号までについては、9月16日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長及び決算特別委員長は、9月17日に委員長報告をお願いいたします。

○議長（浅野利通君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに御参集を願います。

本日は大変御苦労さまでした。

（午前10時58分 散会）

平成22年9月7日開会 第3回定例輪之内町議会

第2号会議録 第11日目

平成22年9月17日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議第37号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成22年第3回定例議会付託事件）

日程第4 議第38号 平成21年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について

議第39号 平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第40号 平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第41号 平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第42号 平成21年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第43号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎平成21年度決算特別委員会委員長報告

（平成22年第3回定例議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

○出席議員（9名）

1番	浅野常夫	2番	小川春男
3番	高橋愛子	4番	浅野利通
5番	田中政治	6番	北島登
7番	森島光明	8番	近藤勝美
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	木野隆之	教育長	森島昭道
参	事	中島修	調整監	尾崎敏美
調整監		中島桂一郎	会計管理者 兼税務課長	小川美代子
経営戦略課長 心得		荒川浩	住民課長	兒玉隆
福祉課長補佐		田内満昭	建設課長	加納孝和
産業課長		岩津英雄	教育課長	森島秀彦

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田中実	議会事務局	西脇愛美
--------	-----	-------	------

(午前9時00分 開議)

○議長（浅野利通君）

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成22年第3回定例輪之内町議会第11日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（浅野利通君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第37号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第37号についての審査報告がありました。

次に平成21年度決算特別委員長から、議第38号から議第43号までについての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅野利通君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までとします。

5番 田中政治君。

○5番（田中政治君）

おはようございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず最初に、町政一般ということで、木野町長は、就任されてはや3年数ヵ月が経過したところでありますが、御健康で職務に精励されており、大変心強く思っております。

町長さんが就任されたときの所信表明に、子供を産み育てやすいまちづくり、また生き生きと老後を過ごせるまちづくり、企業誘致の推進をし、皆が働きやすいまちづくり、防災対策や自然環境の保全に留意した安全・安心なまちづくり、教育の充実強化を図り、あしたを担う人づくりに努める。住民への情報公開に努め、住民とともに方向性を見出す等々の政策目標を示され、輪之内町にふさわしい公共福祉の実現、窓口サービスの充実等、大きな成果を上げられたと思っております。

先の見えない経済状況の中、来年5月か多分6月かと思うんですが6月の町長選に、輪之内町でも厳しい財源の中、町民に夢と希望の持てるまちづくりをぜひやってもらいたいと思いますが、所信をお聞かせいただきたいと思っております。

2番目に、農政一般について。

今年はかつてない猛暑に見舞われ、水田も病害虫の発生や高温障害が出ないか危惧されます。ジャンボタニシによる被害も年々増加しております。新年度に向け、事業等、いろいろなお考えがあると思いますが、駆除対策も盛り込んでいただきたいと思います。

また、近年は、ほ場整備地区においても営農組合が組織され、共同によるコスト減に努力されています。また、営農組合へも未整備地区から委託依頼も多くなり、生産規模拡大に大きな位置を示してきています。

しかしながら、一番の問題は、土地の高低が余りにも大きいのです。受委託がしやすい農地環境の整備を推進し、耕作放棄地等の解消、コスト農業への新しい提案を示していただきたいと思います。また、機械購入助成についても考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野利通君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、田中政治議員の御質問にお答えいたします。

2点ちょうだいしておりますが、第1点目の町政一般についてでございます。

私が輪之内町の町政をお預かりして、約3年と3ヵ月たとうとしております。「ふるさと輪之内」をもっと元気な町にするために、就任当初から私なりに誠心誠意、情熱と問題意識を持って幾つかの切り口で政策を実施してまいりました。

まず、子供を産み育てやすい町として、中学校修了年齢に達するまでの入院・通院に係る医療費の無料化を議員各位の御理解のもとに実現をいたしました。

また、近年の疾病予防の研究成果を積極的に取り入れ、予防接種の助成事業の拡大も図ってまいりました。

みんなが働きやすいまちづくりとして地域振興策にも意を注ぎ、当町南波地内に株式会社エフピコの誘致をなし遂げ、来春の施設稼働が予定をされております。

今、日本経済が不振をきわめておりますが、さらなる地域振興の実を求め次の段階に入っているところであります。町の活性化を図るため、また町内の働く場の確保のために、今後もスピード感をもって努力してまいります。

安全・安心な輪之内として、全町民の安全・安心確保のため、平成20年度の防災行政無線の機器更新を初め、今年度には弱者対策として、「あんしん救急バトン」の配付も実施をしておるところであります。

人づくりについては、各小・中学校において町単独講師を配置し、児童・生徒の育成指導の充実・強化を図っております。

それとお隣の町とも仲よくということもお約束をいたしたところでございますが、懸案でありました火葬場の問題について安八町との共同設置という形で決着をさせていた

だき、ただいま順調に運営がなされているところであります。

また、生き生きと老後を過ごせる町ということで、安八温泉の高齢者入湯券割り引き事業も開始しておるところでございます。

住民本位の町政については、住民との協働によるまちづくりの基本となる「輪之内町まちづくり基本条例」の制定をいたしました。この基本条例は、まちづくりの基本となることはもちろんのこと、この制定に当たって地域住民の方々の参加を得て議論を積み上げた、そのプロセスこそが非常に重要であったと考えております。住民の方々と町のことを真剣に考える手法は、今後の町政発展の基礎となるものと考えております。

行財政改革の実行については、平成21年に「輪之内町行財政改革大綱」を策定し、無駄のない行政運営に努めるとともに、窓口業務については、毎週水曜日に夕方6時30分までの延長により住民サービスの向上に努める等、コストと効果の両立を求め努力をしているところでございます。

また、喫緊の課題として、輪之内町の発展の礎となる社会インフラの整備にも着手し、地域公共イントラネット整備事業、いわゆる光ケーブル整備事業を町の一大プロジェクトとして、現在、強力に事業展開を図っているところであり、平成23年4月の供用開始のめどが立ってきております。

また、カワバタモロコ保護条例を制定し、地域の方々と貴重な自然保護に向けた取り組みを始めたところでもあります。

そして、現在は町の基本計画である「町第5次総合計画」の策定に向けて住民の方々と議論をしているところであり、今後の輪之内町のあるべき姿を的確に映し出していきたいと考えております。

以上、ソフト・ハードの両面から既に実施したもの、実施中のもの、まだこれから実施していかなければならない事項など、その一端を披露させていただきましたが、輪之内町の解決すべき課題はまだまだ山積みしており、また時代の進展とともに新たな課題も生じてくるものと考えております。

厳しい財政状況ではありますが、やるべき課題については、今後も引き続き、信念と情熱を持って果敢に推進をしてまいります。

そして、まずは残された任期を輪之内町の町政運営のために全力を注ぎ、常に改善と見直しを図ってまいりますので、議員各位におかれましても、さらなる御指導・御協力をお願いいたします。

次に、第2点目についてお答えをいたします。

ジャンボタニシの駆除対策について、現在、輪之内町では、平成19年度より始まった農地・水・環境向上対策事業の外来種の駆除として、全町の資源保全会がジャンボタニシ駆除に取り組んでおります。3年半の活動の結果、一定地域では生息数の減少が見られますが、その一方で激増地域も見受けられ、撲滅までには到底至っていないのが現状

であります。

そこで、来年度を資源保全会の「ジャンボタニシ撲滅年」と位置づけ、緊急の駆除をしまいたいと考えております。具体的には、寒のうちの田起こしの実施、特に休耕田では必ず実施をすること。また、現在は夏場のみに行っている水路内の貝の捕獲を冬期にも実施すること。夏期には、ピンクの卵塊をそぐそぎ落とすこと及び貝の捕獲等を農地・水・環境向上対策事業の重点活動として、県の普及課、西美濃農協等と連携し、地域全体で協力をし、駆除をしまいたいと考えております。

次に、再ほ場整備未実施地区のほ場の均平のことにつきまして、平成5年に輪之内町全域で再ほ場整備事業の推進を行いました。現在、事業完了地区及び実施中の五つの地区以外は同意が得られず、事業の実施には至っておりません。しかし、お説のとおり、未実施地区でも担い手不足により他の担い手へ農地の集約の必要性が生じてきているのは、田中議員御指摘のとおりでございます。農道の拡幅、用排水の分離、暗渠排水、ほ場の均平等を行う県営土地改良事業はございますけれども、いずれの場合も、採択要件、事業完了後の縛り、そして負担割合等は、再ほ場整備と大差がなく、事業の推進は難しいものと思われま。

未実施地区で設立された営農組合の中には、組合員のみではほ場の均平を行った事例もございます。そこで、町としては、未実施地域の実態及び要望等を把握し、町としての今後の方針を決定してまいりたいと考えております。

次に、機械購入の助成については、本年度より飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業の補助率が3分の1から4分の1に減額されたことにより、町の補助金と合わせた率も4割から3割に減額になっております。また、リース事業も、補助率は5割と変わりませんが、国の全体予算額が今年の1割に減額されているという状況でございます。

国・県・町も財政状況の大変厳しい折でございます。担い手農家には非常に厳しい状況ではございますが、何とぞ御理解のほどお願い申し上げて、田中政治議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(5番議員挙手)

○議長（浅野利通君）

5番 田中政治君。

○5番（田中政治君）

町長さんがこの3年数ヶ月の間にいろんな事業を手がけられ、町に対する成果とかというのは、今、自己評価の中でも、私の中でも大きな成果が上がっているなど、本当に職員の皆さんにも意識の中の改革がかなり進んでいるなということも肌で感じるということは、そのとおりでございますし、また今後に向けても、今、町長さんの答弁の中でいろんな新しい課題も見えてきているということでもありますので、ぜひともその大きな課題に立ち向かっていただきまして、町民のために大きな安心・安全を与えていただき

たいというふうに切に思うわけでございます。この質問については、御答弁はいただかなくても結構でございます。

2番目の土地改良の関係ですが、まず一つ目に、このジャンボタニシというのが今までも、浅野議員も多分質問されていたと思うんですが、その中でもなかなか、お隣の町では取ったらお金がもらえるとか、いろんなことでやってみえたようですが、やっぱり基本的にその程度では、取り組んでおるよという地域を含んだパフォーマンス程度の成果しか上がらんのではないかなというふうに、かねがね思っておりました。

今、町長さんの答弁の中に、来年度は農地・水・環境の取り組みの中に重点的に位置づけるという御答弁をいただきました。これも旧来の農地・水・環境で各資源保全会さんが取り組んでみえる中に、その中でどういうふうに取り組んでいくのかなあというのが、言うのは簡単ですけども、今までの事業をやめてこいつに取り組んでいくのか。あまりそのときばったりの物の言い方というのは、資源保全会としても、やっぱり今までのやつを継続していきたいという大きな希望も持ってやってみえるんで、十分そこら辺のことは、産業課を通じて協議してやっていただくことは大いに結構なんでやっていただきたいと思います。

それから、未ほ場整備地区の問題ですけども、県ほ場整備事業のようなほ場整備をすれば、当然1反10アール当たり200万近い金がかかるというのはよくわかっているんですが、そういう意味じゃなくて、部分的な開発整備、例えば均平をとるとか、地域によっては共同の井戸を掘ってその中に、今、プレハブ水路になっていますので、その中へ水を入れてやるとかというふうに、地域地域によった特色のある整備の仕方が当然あるかと思えます。暗渠があった方がいいかないかといえ、当然あった方がいいんですが、そこまでも求めないまでも、全く手のつけていない、つけられないといえますかね、そういったような中で農地の集積が行われようとする動きがある。でも、その受ける方が、その現状を見たときに、なかなか受け入れにくい条件がいっぱいある、その中の大きな問題が均平だと。

とにかく隣の田んぼと隣の田んぼが、ひどいところでは5センチから10センチくらい差がありますので、水を入れても何ともなりませんという条件の中で、私が預かっているところを例に挙げますと、全部これは福東地区ですが、あぜをつけます、私のところの営農組合は。何のためにつけるか、これは水を入れるためではございません。水が入らないようにあぜをつけます。それだけその地域は田んぼが低い。水を囲うのは、入れた水が出ていだけじゃないんですね。入ってこないようにガードするためのあぜをつけるという、そんな逆転現象が起きてしまっているくらいほ場の均平が悪いと。そんな中で規模拡大とか、やっぱり耕作放棄地ができないようにという、いろんな地域の努力をしようとしても、なかなか障害になってしまうということで、そこら辺のことを、これは平成19年ごろから僕がずうっとうわ言みたいに言っているんですが、そのときの答

弁はよく似た答弁で、ほ場整備をやっておるところを先に済ませてから、それからゆっくり考えようまいとか、そのときのつけ焼き刃みたいな話ばっかで、その先へ本当に取り組んでいかないでいいと思ってみえるのか、そこら辺、今まではよくわかりませんが、今後はそういうことはないと思うんですが、そこら辺のもう少し具体的な取り組みは、もしもプランの一端があれば、こんなんがどうかなあというのがあったら、これはできるできんはこれからの協議だと思うんですが、一つのプランとして、農政の夢をちよっとそこら辺で教えていただけたらなというふうに思うんです。

○議長（浅野利通君）

産業課長 岩津英雄君。

○産業課長（岩津英雄君）

ジャンボタニシの取り組みにつきましては、22の資源保全会が、町長の答弁にありましたように、寒のうちの田起こし、それから夏場の卵のそぎ落とし、それから貝の捕獲を実施しておりますが、これを来年度は積極的に、もっと大々的に取り組んでいただこうと、このように考えております。これも町の考えでございますので、資源保全会の全体会議の中でそういったことを御提案申し上げたいと、このように考えております。

それから、もう1点のほ場整備、県営土地改良事業の中で均平化についてはどうかといった事柄につきまして、これも個人の財産を整備させていただくものでございます。まず、地元でその要望を取りまとめて、この事業は妥当かどうかというような、そういった判断ができるような状況になればなというふうに思っておりますが、何せ先ほども議員さんから申されましたように、ほ場整備五つの地区のうち、二つが現在のところ完了しております、三つ今動いております。このことも考えながら、今後、その未整備地区の実態を把握してその方針を決定していきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

（5番議員挙手）

○議長（浅野利通君）

5番 田中政治君。

○5番（田中政治君）

課長もいろいろかわって、今の岩津課長も僕の質問については厳しい答弁になるかと、そんなことは重々承知しておるんですが、幹部の皆さんも、このテーマについて議員から質問があったと、たびたびやっていると、それでどうなったかと。例えば、岩津課長が今おっしゃられたコストの問題も当然ありますね、1反幾らかかるか。例えば、面整地をやるときには1反幾らかかるんやと、暗渠をやるんやったら個々にやったら幾らかかるんだとか、そういったパーツ、パーツの積算というか、お金のことはわかっていいますか。まだ、そこまでやったことがないでしょう。多分、皆聞いて、ああ、お金がないからだめですよだけで、何遍言っても何遍言ってもすうっと水に流してしまうから、ち

よっとも前へ一歩も出られないんですわ、こんなもんは。

それなら、要望を聞いたらどうするんや、それでええか悪いかはどうやって判断するんや。要望というのは、やってほしいから、これは困っているから要望が出るんでしょ。それをええ悪いやなくて、必要順位はわかりますけれども、そういうそのときだけの苦し紛れな言い方では、何遍も何遍もこれ、質問を僕は19年からやっているんですよ。でも、岩津課長に責任ありませんよ、その当時は違う課長さんが執行部の皆さんと一緒に考えられた答弁だったんで、別にそのことにはこだわりませんけれども、何遍も何遍も同じような質問をさせること自体に、そのことについてよっとも前へ一歩も踏み出していないということだから言っているの。

ほ場整備も、南部も道下も換地総会も終わって順番順番に、東部もあと何年で完成するか、来年ぐらいに完成するかわかりませんが、そういった中で次の事業についてどうなんだろうというプランが何で持てないんかなと。終わったら終わったらはわかりますけど、終わってすぐ種をまいたっていい芽は生えませんが。だから、どういうことが起きておるんやと、未整備地区では何が一番困っておるんや、そのまんまほかっておいてもいいのかということを実際に真剣に考えたときに、一つの物が見えてくるんやないかと。また、田中が変なことを言うとなあということやなくて、やっぱりこれは僕は何回も何回もやっているんですわ、同じようなことを。そのたびに答弁が、少しは違いますけれども、大体似たような答弁。

だから、これは、その現場としてはどうなるんやろうかなあと、みんな本当に真剣に思っていますよ。やっている僕は藻池地区ですので、おかげさんでやっていただけなので安心してやっておりますけれども、今、北へ目を向けますと、未整備地区がずうっと福東橋の方まで広がっていて、そこの方から年々、今、住宅がふえてきているんです、うちも。何でかという、頼むよ頼むよとおっしゃられて、何でやと聞いたら、おじいちゃんが病気になってしまったから、息子は仕事やからとてもできへんで小さい田んぼやけど頼むと言われて、それならということで少しずつでもお手伝いしましょうということで取り組んでいますけれども、行ったら、さあ大変で、そんなような状況に、わかっているような状況が当然のごとく起こっておるんですね。

ですから、これからそういうところをどうやって農業をやっていったらやりやすいような形になっていくんかなあという、シンプルなところで僕は質問をしておるわけなんです、車でいえばスーパーデラックスの、エアコンもついて、あれもついてという話やないんですね。基本的な基本中の基本のところはどうなんだろうということ僕はいつも言っているだけでありますので、もう一度、くどいようですけれども、その辺についての夢の持てるような答弁をいただきたいと思います。

それから、先ほど2回目の質問のときにちょっとメモをしておったんですが、忘れました。補助率の関係ですが、3分の1が4分の1になったと、これは財政事情であるな

らばやむを得ないこととございますけれども、これはあくまでも県が4分の1になり、25%だから、その残りを町が5%を足して30%の補助にするということですが、これは町々によっていろんなその物の考え方、物差しがございまして、たまたまうちはそういうことでやってきたと。隣へ行けば違うよ、隣の町も違うよということなんで、農業についてその組合が育つまでとかいう一定の期間を設けながら、県が下がったから町も自動で、オートマチックで下げるじゃなくて、そこら辺をやっぱり、営農組合も何でもですが、これからまだ整備して取り組んで、何とか一本立ちしようといってもがいておるときに、上がこうだから町もオートマチックで下げますよでは、何か策がないなど。ですから、これは3年なり5年なり、営農組合が、例えば一般の担い手の皆さんに力がつく。本当に厳しいからあれですよというような中で3年なり5年なりの猶予を持たせて、やっぱりもう少し何か、どこを見てもだんだんしりつぼみみたいな話じゃなく、夢が持てるようなことを、町としてのそういう補助についてもお考えはないものかなというふうに僕は思うんで、ちょっとその辺もお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（浅野利通君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかおしかりというよりも、私は激励の言葉だと思って聞いておりました。非常にありがたいことだと思っております。

まず、土地改良の関係でございます。これは私どもも含めてそうとございますけれども、輪之内の農政、それから農業経営というものをこれからどんな方向に誘導していくかということと非常に深い関係がございます。そういう意味では、投資をするということについても真剣に考える時期が、もう既に来ているということは共通の思いでございます。

つらつら、なかなか進まない原因というものをよく考えてみますと、要は個別の幾つかの事例の中で何をどうするかという話以前に、一つ解決すべき問題があるのではないかと考えています。と申しますのは、基本的には国費、県費、町費も含めてそうでありましてけれども、いわゆる公費の投入とそれに伴う権利の制限とのバランスをどう考えていくかということが一番根本になって出てまいります。たとえ町費とは言っても、国・県と違って町費を投入したから、何らそれ以降の土地利用について不利になるということでは、やっぱり公費の投入と効果とのバランスが崩れるところが出てまいりますので、それをどうするかという問題を、もう少し議論を深める必要があるのかなということも思っております。

ただ、先ほど来、お話しいただいておりますように、そうはいつでも、もう喫緊の課題として、それをやらないと今の農業経営がなかなか困難になっているのをどうするんやということ、またある意味そのとおりでございますので、その部分については、具体

の事例をテーマにしながら検討させていただきたいと思います。

平成19年、それ以前にどのような考えでやっておられたのかということは、今となつてさかのぼるよりも、これからどうするかという点にフォーカスをしてやっていきたいなと思っておりますので、それぞれの関係の方と具体の事例についても議論をさせていただきたいと思っております。どうかよろしく申し上げます。

それと、農業機械の補助率の関係でございます。いろんな考え方がございます。その中で何をどう選択するかということになるわけでございます。正直申しまして、今までは、国費、県費の裏負担の限度をどう考えるかという発想の中で来ておることは事実でございます。そこに、この町の農業経営の変化に対応する中で、その農業者への補助率なり補助の限度というものをどう考えるかということは、選択の範囲としては、今、議員がおっしゃったとおりだと思っております。

これを突き詰めて考えますと、じゃあ一体、農業者の方の自立の覚悟のほどを逆にお聞きしなければならぬ部分があるのかなと思っております。というのは、補助する部分についてよそと均衡を保つ、ある意味、それは取り扱いを差異にしない一つの方策であったかと思いますが、別にほかの補助でいきますと、単独補助を出している場合もあるわけですので、その補助体系の中でどう位置づけるかだけだと思っております。だから、そういう意味で重点的に補助事業をやるということは、逆に言えばよその地域よりも早く自立していくという、そういう大前提があってこそとり得る政策でございますので、そこら辺のお覚悟を逆に農業者と行政の間でもっと詰めていく必要があるのかなと、そんなふうにお思っております。

いろんな御意見をお聞かせいただく中で、あるべき姿というものを真剣に模索してまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（浅野利通君）

1番 浅野常夫君。

○1番（浅野常夫君）

お許しをいただきましたので発言させていただきます。

さらなる安心・安全なまちづくりについて。

昨年6月定例でも質問させていただきましたが、町では救急・消防は大垣市に頼っておりますが、高齢化が進んでおります。また、近ごろ異常気象のために熱中症で病院へ搬送される人が随分多くなつたと聞いております。隣町では消防分署が設置されております。ないのは当町だけです。

そこで、仁木農協跡地にこだわりますが、駐車場で使っているだけです。この土地を利用し、消防分署ができないものかと考えます。昨年の町長の答弁の中で、関係機関へ働きかけて実現の方向に進みたいとの答弁でしたが、その後、実現に向けての設置予定状況をお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○議長（浅野利通君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、浅野常夫議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、安全・安心、救急、大垣市に頼っているという御発言がございましたが、大垣市とともに一緒になって考えながらやっているということだと思っておりますので、その点は御理解を賜りたいなと思っております。

まず、御質問のさらなる安心・安全なまちづくりということについてでございますが、おっしゃるとおり、御指摘を受けた点は大変憂慮し、また喫緊の課題であろうと考えております。申すまでもなく、安全で安心な住みよいまちづくりは、我が町の発展の礎ととらえております。消防、防災、交通安全、防犯、こういったことを主要施策の柱の一つとして位置づけてやってきております。

消防・救急の拠点としての消防署の設置が当町に必要なだと認識していることは、昨年の御質問の際にも答弁をさせていただいたとおりでございます。

平成21年2月に策定をされました「大垣消防組合基本構想」というのがございますが、それを受けて策定された「大垣消防組合前期基本計画」の原案の作成段階において、施設整備のあり方及び消防署所の整備について、分署建設の具現化に向けて環境の整備を図るように意見を述べております。また、平成21年3月策定の同前期基本計画の実施事業の項目において「移転新築」という記述も盛り込まれておるところでございます。

ちょっと今の状況を概括的に見てみますと、例えば現在の南分署の救急出動件数のうち、輪之内町分の件数がどれくらいあるかといいますと、要は半数を超えてきておる状況がございます。そんな状況もございまして、機会あるごとに、当町の意見として分署の輪之内町移転というものをつとに要請しており、今後も大垣消防組合において当町への分署の建設に向け理解を得るべく、働きかけを強化していく所存でございます。これについては、執行部のみならず、関係される議会の皆様方、それから住民の皆様方の御理解、御協力も、よろしく願いをいたしたいと思っております。

なお、御質問のございました仁木の農協の跡地云々についてでございます。いろんな考え方があろうかと思いますが、分署の誘致に当たって現時点で有力な候補地になり得るのではないかと、そんなふう考えております。

再度繰り返しになりますけれども、町と議会、住民の方々と一体となった誘致活動がなくしてはなかなかし得ない事業と思っておりますので、なお一層の関係者の御協力をお願いいたしたいと思っております。

以上で、浅野常夫議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

（1 番議員挙手）

○議長（浅野利通君）

1 番 浅野常夫君。

○1 番（浅野常夫君）

町長は、就任以来、安心・安全なまちづくりに取り組んでこられました。企業誘致、住宅誘致は形になっております。また、町民の利便性を考え光ケーブルも取り入れ、頑張っておられるのはわかりますが、福束橋が狭い中での救急搬送、住民にとっては一番大切なことかと考えます。あくまでこだわりますが、町長に再度お考えをお聞かせいただきたいと思います、率直な御意見を。

○議長（浅野利通君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

激励をいただきまして、ありがとうございます。

そこで、私もこの消防分署、これは大垣消防組合の中の組織の動向等も絡んでまいりますけれども、何らかの消防救急活動の拠点が町内に必要だということは、私も全く異論はないというよりも、そうあるべきだと考えております。それについての努力は、できる限りのことをやっていきたいと、決意を表明しておきます。以上です。

（1 番議員挙手）

○議長（浅野利通君）

1 番 浅野常夫君。

○1 番（浅野常夫君）

いつときも早い実現に向けて、さらなる努力を期待します。終わります。

○議長（浅野利通君）

9 番 森島正司君。

○9 番（森島正司君）

続いてお尋ねいたします。

まず、県営ほ場整備事業における生活道路の舗装についてお尋ねいたします。

東部地区ほ場整備事業において以前から通学道路として利用されていた道路が、利用者らの意見、要望を聞かないまま、勝手につくり変えられてしまい、数年たった現在でも未舗装のままになっております。最近、生徒が自転車で転倒したとも聞いております。地元の住民は、いつになったら舗装してもらえるのかと首を長くして待っております。一刻も早く舗装していただきたいと思います。

このことを産業課に伝えたところ、この道路は幅員が6メートル未満ということで、ほ場整備事業では舗装しないということでありました。そして、舗装してほしかったら、建設課の方へ言ってもらわないとだめだと言われました。他の地区でもそのようにやっているということでありました。

このやり方には幾つかの問題があると思います。まず、ほ場整備地区外の人が生活道

路や通学路として利用していた道路が特定の地域のためのほ場整備の都合でつくり変えられてしまったものを、なぜほ場整備事業の中で舗装しないのか。

ほ場整備事業ではだめだとしても、なぜ改めて陳情しなければならないのか。通学路や生活道路は、もともと地元の要望、陳情に基づいて舗装されているもので、同じ役場の中で産業課は建設課と連携をとりながら舗装すべきではないか。改めて陳情しなければいけないというなら、最初からそのことを住民に説明しておくべきであり、なぜ施工前に説明しておかなかったのか。

そもそも6メートル未満の農道は舗装しないという、その法的根拠は何か。6メートル未満であっても、営農上、通行量の多い道路は舗装すべきではないのか。

地元住民にとっては、県であろうが町であろうが舗装してもらえればいいことであります。しかし、私たち議会議員としては、町財政が厳しい中、できれば県でやってもらうようにすべきだと思います。現在の農業で車を利用しないことはあり得ず、農道は、基本的に舗装して初めて農道として機能を発揮するものであるはずで、すべての道路は舗装してもらえるように、町として強く県に働きかけていただきたいと思います。町長の見解をお尋ねいたします。

次に、官製ワーキングプアの解消についてお尋ねいたします。

今、日本経済は、円高で大きな困難に直面しております。私たち日本共産党は、経済立て直しの重要なかぎは、内需をいかに拡大するかであり、そのためには働く人の所得水準を引き上げ、中でも最低賃金の大幅な引き上げが欠かせないと考え、当面、全国一律の時間給1,000円以上の最低賃金を目指しております。

日本の国内総生産の6割を占めるのは個人消費であります。働く人は消費者でもあります。日本経済低迷の最大の原因は、消費者にお金が回らないことでもあります。給料が減ったりリストラされたりすれば物が買えなくなる、企業にしてみれば商品が売れなくなる、企業はさらに人件費をカットする、このようなデフレスパイラルと言われる悪循環を是正することが今求められているのではないのでしょうか。そのためには、雇用を安定させ、最低賃金の引き上げを初め、働く人の所得をふやすことが大前提であります。

輪之内町の実態を見ますと、予算書の給与費明細書によれば一般職の職員数は、平成20年度は95人であったのが今年度は89人へと、2年間で6人も減少しており、輪之内町職員定数条例の定数104人と比べると15人も少なくなっております。この減員は、業務量の減少によるものとは考えられず、臨時職員の増員で補われているのではないのでしょうか。

税収が少ないからといって人件費を削減する、そのために正規職員から低賃金の非正規職員に置きかえる。そして役場で働く人の所得を減らし、消費を落ち込ませる、景気が落ち込む、税収が減るといふ、いわば「官製デフレスパイラル」とも言えるような状況ではないのでしょうか。

6月議会の補正予算で、緊急雇用創出事業による臨時職員が増員されました。緊急雇用創出事業で臨時職員を採用し、雇用拡大を図ることは大事なことです。しかし、臨時職員で正規職員に置きかえるというようなことは本末転倒であります。正規職員が行うべき職務を臨時職員に任せるといようなことがあってはならないと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

臨時職員の給料は、日給6,000円、月20日働いても12万円にしかありません。そこから税金や保険料などが差し引かれ、生活保護基準並みであります。まさに働いても生活できない、輪之内町による官製ワーキングプアではないでしょうか。この状態を改善するためにも、臨時職員の基本賃金を時間給1,000円以上にすることとともに、正規職員と同等の通勤手当、その他必要な待遇改善を行われるようにしていただきたいと思いません。

次に、木曾川水系連絡導水路について町長の認識をお伺いいたします。

去る6月2日、町長は、議長とともに木曾川水系連絡導水路建設促進大会に出席されました。木曾川水系連絡導水路というのは、徳山ダムにためた水を名古屋市や愛知県が使えるようにするため、徳山ダムの水を長良川、木曾川に流すためのトンネルだと聞いております。その事業費は、総額890億円、そのうち岐阜県は、その水を使う計画はないにもかかわらず29億7,000万円を負担するもので、県民の税金で払うこととなります。

しかし、当事者である名古屋市は、水は要らないと言っており、国は予算を凍結し、この事業は新たな段階に入らない検証対象区分にされているということでもあります。それなのに、なぜ岐阜県は、このような導水路の建設を促進しようとしているのでしょうか。岐阜県にとってどういうメリットがあるのか、輪之内町にとってのメリットは何か、町長の見解をお聞かせください。

町長が参加された導水路建設促進大会の開催趣旨には、可茂・東濃地域の渇水対策としても大きな効果が期待できるかのように記載されております。しかし、中部地方整備局の木曾川水系河川整備計画、これは平成20年2月に出された案ですけれども、ここでは木曾川の渇水対策としては、新丸山ダムを建設して、10年に1度の渇水時においても木曾成戸地点で毎秒40トンの流量を確保するとし、連絡導水路では、異常渇水時においても名古屋市等の都市用水を最大毎秒4トンを導入するとしています。いつから、どういう理由で可茂・東濃地域の渇水対策が追加されたのでしょうか。当日の説明会でどのような説明があったのか、お聞かせください。

徳山ダムは、当初計画した水の利用がなく、3,500億円もの税金が無駄になってしまおうという批判を避けるために、無理やり渇水対策を理由に持ち出したのではないのでしょうか。しかし、これはさらに壮大な無駄を重ねることになります。

岐阜県の財政は非常に厳しい状況になっているとき、いかに無駄な事業を削っていくかが問われているのは言うまでもありません。連絡導水路が輪之内町にとっても岐阜県

にとっても名古屋市にとっても全く必要のないものであれば、壮大な無駄な事業というべきであり、きっぱり中止すべきであります。町長におかれては、県に対して事業の中止を求めていると思います。町長の見解をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野利通君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、森島正司議員の御質問にお答えします。

第1点目の、県営ほ場整備事業における生活道路の舗装についてであります。ほ場整備事業における道路計画は、効率的な農作業と生産性の高いほ場の造成計画及び一般生活道路網計画の中で決定するということでもあります。ほ場整備整備事業における農道の路面は、砂利であることが基本ではありますが、主要幹線農道で、営農上、農村社会生活上重要な道路についてのみ、一定条件のもとで舗装を行うことができるとされております。幹線農道以外の農道舗装や生活道路のための舗装は、補助対象にはなりません。

御質問の東部地区の道路については、平成16年度に東部土地改良組合と西濃農林事務所との協議により舗装すべき路線を決定し、今日に至っております。

当町における県営ほ場整備事業は、中郷新田地区を初め5地区が事業完了、もしくは実施中であります。日常生活や経済活動にとって重要な道路は、町においても順次舗装する方向で実施計画を進めておりますけれども、財源問題もあり、とてもすべての要望におこたえできる状況にはありません。この多く残った未舗装道路の舗装のために、地元の意見も聞きながら、優先順位を決めて事業を実施してまいりたいと思います。

次に第2点目の、官製ワーキングプアの解消をということについてお答えをいたします。

議員もおっしゃっておられますように、今日の日本経済は大きな困難に直面いたしております。参考までに、国内総生産（GDP）に関する内閣府の経済社会総合研究所の資料から、国民1人当たりGDPの日本の状況はどうかということを検索してみますと、平成12年には世界第3位であった地位が、平成15年は9位、平成18年は18位、平成20年には19位と、大きく下がってきております。如実にこれは日本経済の停滞の惨状を映し出していると、そんなふうに思うわけであります。

GDPの約65%は、個人消費がつくり出すとも言われております。個人の所得が減れば消費も減ります。一方で、国民が将来に不安を持てば、生活防衛のために消費を控えてしまうという現実もございますし、そうであるならば、少しでも価格の安い買い物をするということにもつながってまいります。市中にお金が回らなくなると経済停滞の悪循環が起きると、そのとおりだろうと思います。

一方で、雇用の確保、安定というのは、最近の民主党代表選挙でも議論になったとおり、雇用の確保、安定というものは必要だということは論をまたないと思いますが、企業の経済活動が悪化すれば、当然に失業者はふえる、収入所得は下がるということになってしまいます。国が国民の信託を受けて政治をする以上、その生活を守っていくことがやはり必要ではないかと。そういう意味では、政治経済の混乱を乗り越えて、日本の将来についてもっと骨太な議論が必要なのではないかと私自身は思っておるところでございます。

さて、御質問で言及されております輪之内町職員定数条例の定数と現状の職員数の違いでありますけれども、これは申すまでもなく、条例定数というのは最大限の人数でございます。輪之内町の行財政改革実施計画では97人という数字が出ておりまして、現在もこの97人を一つの目標値として考えております。

一方で、自治体の行政運営の効率化が皆様方から求められておるといふ実態もございます。他方では、いろいろな住民ニーズの増嵩に的確にこたえていかなければならないということも事実でございます。

臨時職員に関する問題提起、その問題意識としては御質問者と共感する部分もあるわけではありますが、我が町のように財政基盤の弱いところでは、経費の増嵩を抑制しつつ対応していかなければならないということも御理解をいただきたいなと思っております。

次に、緊急雇用創出事業に対する臨時職員の取り扱いですが、これは新しい事務事業を創設し、そこに雇用の機会を創出できたと考えております。

臨時職員の待遇改善についてであります。現在の処遇の水準は、近隣市町と比較して決して低い状況ではありません。今後とも、周辺市町とバランスを失しないように適切な対応をしてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、この問題提起のありました「官製ワーキングプア」、こういう問題の解消につきましては、公務員制度の全体像を俯瞰する中で、そのあり方を根本的に再構築することでしかその解決はなし得ない部分があるのかなと、そんな思いを強くしておるところでございます。適切な行政運営に努めてまいりたいと思っております。

最後に、第3点目の木曾川水系連絡導水路についての町長の認識はというお尋ねでございます。

御質問にもございましたが、木曾川水系連絡導水路につきましては、岐阜県議会水資源対策議員連盟の呼びかけで、6月2日、岐阜県庁において木曾川水系連絡導水路建設促進大会が開催されました。この開催趣旨は、当大会の趣意書の記述によりますと、「近年の地球温暖化による異常気象の影響から大規模渇水の発生が懸念され、これに対する備えが必ずしも十分であるとは言えないのが現状であり、県としては、過去幾度となく渇水に苦しめられてきた可茂・東濃地域の渇水対策としても大きな効果を期待でき、住民の生命、あるいは生活を守る上で連絡導水路事業の一日も早い着工、完成を望む」

というものであります。

そこで、1点目の輪之内町についてのメリットは何かということについてですが、当該連絡導水路には、異常渇水時に長良川の河川環境を改善するという役割があります。連絡導水路による通水により、異常渇水時でも魚類の生息に必要な水深が確保されることが期待され、長良川の河川環境の改善につながる一定の効果はあるのであろうと考えております。

また、2点目の、いつから、どういう理由で可茂・東濃地域の渇水対策が追加されたかということをございます。この連絡導水路事業の全体像を知り得る立場にはまだございませんので、いかなる理由であったかは定かではありませんが、考えてみれば、渇水時に連絡導水路によって徳山ダムの水を通水することによって木曾川の流量を確保する新たな手段が使えるわけでありまして。ということは、木曾川の上流にある牧尾ダムや岩屋ダム、阿木川ダム、味噌川ダムという幾つかのダムがございますが、その貯水量を温存することができて、これによる各利水者の取水制限の緩和が期待できることになるのだらうと、しからば可茂・東濃地域の渇水対策にもなり得るのかと、そんなふうに思われます。今回の木曾川水系連絡導水路建設促進大会で建設促進を強く要望するという意味も、そういう意味も踏まえたものと理解をしておるところであります。

また、3点目、全く必要ないものであれば県に対して事業の中止を求めたらどうかということですが、先ほども申しましたけれども、連絡導水路事業全体の評価をよくなし得る立場にはございません。それをまずもって御理解をいただかないと、ここで安易な答弁はしがたい部分があるかなと、そんなふうに思っております。

ただ、国は、できるだけダムに頼らない治水の政策を進めるという方針を示しております。導水路もダムとともに見直しを行う方向のようで、連絡導水路事業を含む個別の事業について検証をすることとされております。現時点では、国政での明確な方向性が示されているというような情報はございません。今後とも国の動向を注視してまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上で、森島正司議員の御質問への答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、ほ場整備における道路舗装の関係ですけれども、農道は基本的には砂利道なんだというのがほ場整備の考え方だというようなお話でございました。しかし、この農道舗装を県単で毎年、あるいは必要に応じてどんどん進めている、これは補助率が全く違うわけでありまして。このほ場整備を県単で町が主体になってやっていくということは、やはり農道として必要があるから舗装するわけでありまして。にもかかわらず、なぜこの

ほ場整備の中で、本来、農業の利便性とか生産性向上のために多額の金をかけてやるほ場整備事業においては、農道を砂利道でいいというふうな結論をつけている。あるいは、幹線道路、6メートル以上はやるけれども、6メートル以下はやらない、その法的な根拠というのはあるのかどうか。だれがどこでそういう基準を決めたのか。まさかこれは町の方でそんなことを提案しているわけではないと思うんですけども、これは県の方が勝手に決めておるのか、あるいは国の法律に従ってやっているのか、何の基準でそんなことを決めていいのかということをお伺いしたい。

それと生活道路について、これは町でやるんだというふうなことでしたけれども、最初の質問でも言いましたように、もともと通学路、あるいは生活道路については、地元の要望に基づいて舗装されているものであります。それをほ場整備の都合でやったのであれば、県でやってもらえないとすれば、これは当然町の方でやるべきであります。どこを舗装するかということは、このほ場整備の中で決めておられるのかかもしれませんが、もしそのほ場整備の中でやらないとすれば、それは建設課と連絡を取り合って、改めて地元からの要望がないとやらないというのでは、これはちょっと筋が違うというふうにするわけですけども、なぜこの改めて要望しなければやってもらえないのか、やろうとしないのかということをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

で、先ほども言いましたけれども、補助率の関係がほ場整備と県単でやる場合とは全く違うわけでありますから、財政が厳しいというのであれば、やはり県営のほ場整備事業の中でできるように町としても要望していただきたい。今の町長の答弁ですと、それは当たり前だというふうな考えでおられるようですけれども、ほ場整備ではやらないというのが当たり前だという、その理由はなぜ当たり前なのか、その見解をお伺いしたいと思います。

それから、臨時職員の問題ですけども、職員の数が97人と言われて、そのまんま維持しているというような御答弁でしたけれども、予算書の人数で見れば、最初に言いましたように95人が89人へと、6人少なくなっているわけであります。この予算書に書かれているのが間違いなのかどうか、どういう基準でそんなふうに書かれているのかということをお伺いしていただきたい。

そして、もしこの減っているとすれば、どのようにしてこの職務を遂行しておられるのか、臨時職員の動向はどうか。臨時職員は着実にふえているんじゃないかと思うわけですけども、その辺のところをちょっと、正確なデータがありませんのでわかりませんが、私の推測では臨時職員に置きかえられているのではないかというふうにするわけです。

今年の6月の補正予算で議会事務局の職員の方が、従来正規の職員であったのが臨時職員に置きかえられたということでありますから、そういうことから考えると、ほかの職場においてもそういうことが行われているのではないかというふうにするわけ

すけれども、例えば明確なこの議会事務局の問題、今、町長は、最初の質問でしておきましたけれども、臨時職員でこの正規職員に置きかえるということについては何ら問題ないというふうに思っておられるのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

もちろん、この臨時職員にすれば給料は、人件費が大きく削減できる。人件費削減のために臨時職員に置きかえているのではないかというふうに思うわけですがけれども、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから木曾川導水路につきましては、町長はこの導水路について詳しいことはわからないということで、軽々に中止を求めるなんていうことはできないというふうにおっしゃいましたけれども、この県民の負担が約30億円にもなる。県の財政が厳しいと言っておるときに、岐阜県にとっても大きな利益はない。まして、輪之内町にとっては、今、町長も長良川の渇水対策になるというようなことをおっしゃいましたけれども、本当にそんなことを真剣に考えておられるのかどうか疑問に思うわけですがけれども、ほとんど効果がないのに、30億円もの我々の税金を無駄な事業に使うということは、これは到底認められないというふうに思うわけです。

木曾川や長良川の渇水対策と言いますけれども、木曾川の流量というのは揖斐川の流量と比べるとかなり大きい流量、渇水の場合でも、2008年の年間の流量の実績を見ますと、揖斐川の万石で最少流量は、1年間で一番少なかったのが10.28トン、長良川は22トン、それから木曾川については57トン、このような差がある、最低流量でも、57トンの最低流量、笠松の地点ですけれども、そこへ15トンの水を流しても、木曾川の笠松で57トンですから、成戸で40トンの水を確保する。途中で馬飼大橋なんかで取水しているかもしれませんが、成戸で40トンにしようと思っても十分間に合う。この木曾川からわずか15トン持っていかなくても、十分に確保できる数字であります。そのくらい木曾川の流量というのは、流域面積も大きいし、流量も豊富である。そんなような川に、なぜこの小さな川から延々と40キロ以上もの導水路をつくってやらなければならないのか、常識で考えてもこれは不要なものだというふうに思わざるを得ないわけですが、町長ももう少し勉強されて、安易にこの建設促進などに加盟しないように、町民、あるいは県民の税金の無駄遣いをしないように働きかけていただきたいというふうに思うわけでありまして、もう一度、その辺の見解をお知らせ願いたいと思います。

○議長（浅野利通君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの問題を御指摘いただいたかと思えます。主なものについて私の考えを再度お話しさせていただいて、詳細については、また担当課長の方から補足があると思えますので、よろしくお願ひします。

まず、道路舗装の関係ですが、これは先ほども申しましたけれども、ほ場整備である以上は基本的には砂利道です。ただし、必要なものについては、一定の条件のもとで道路の舗装をするということを申し上げたつもりでございますし、そして農道であっても、他方、それは町道としての性格を当然持っている部分があるわけですから、そういったものについては、外部資金である県単道路改良事業等を活用しながら進めていくという基本方針を持っているということを申し上げておきたいと思っております。

それから、臨時職員の関係でございます。先ほども申しましたけれども、現在は97名というものを維持しながら、最適な行政運営をしてみたいと思っております。毎年度、定例の採用をしようとしております。当然応募者はおるわけですが、公務員1人当たりですと生涯賃金が何億にもなるものがございます。適材適所で、適切な人材が生じたときには採用させていただいておるということを申し上げておきたいと思っております。

それから導水路問題についてであります。よう勉強せよと、私も全部が全部勉強できるわけでもございません。そういう意味では、なお情報収集等にも努めてまいりたいと、励ましの言葉と受け取っておきます。

ただ、一つだけ申し上げておきますと、流量が多いんだから、よそから水を持ってこんでもええやろうと、そんな趣旨の御発言だったかと思っておりますけれども、流量が多くて、その水に頼っている住民の数も随分多いわけですから、それにセーフティーガードとしてのいろんな導水路計画を国土交通省さんなり県なりがお考えになることについて、それをむげには否定できないのではないかと、そういう趣旨で申し上げたわけでございます。この問題に関して輪之内町にとって多大な影響がありやなしやという話になりますと、それは今この議会で取り上げるべき喫緊の課題なのかどうかということも含めて、私は正直言ってそこまでの優先順位を持ち得ないのではないかと、そんなふうに個人的には思っております。

いずれにいたしましても、そうは申しましても、私どもも町民であると同時に、岐阜県民であり、日本国民でありますから、そういう意味において関心を持つということは今後とも続けてまいりたいと、そんなふうに思っております。以上です。

○議長（浅野利通君）

産業課長 岩津英雄君。

○産業課長（岩津英雄君）

先ほどほ場整備の東部地区内の道路舗装について、県が一方的にその舗装箇所を決めてやったのかという御質問でございますが、町長答弁の中にございましたように、平成16年度に東部の土地改良組合、それから県の立ち会いのもとに、その舗装する場所は決定されておるものがございます。何も県が一方的に決めてやっている事業でございません。やはりほ場整備の性格としましても、地域住民の地区内の皆さんの御意見を踏まえ

て事業を推進しているというふうで御理解願いたいと思います。

それから、ほ場整備前に既に舗装されているものを壊したにもかかわらず、また改めて要望しなければならないかという点でございますけれども、ほ場整備地区は、五つのほ場整備が行われております。南部地区においては竣工したばかりでございますけれども、その地区ごとに舗装してほしいという要望は多数出てきておりますので、やはりその地区からの皆様の要望をもとにして、これから順次舗装をする道路を決めていきたいというふうに思っておりますので、ひとつ御了解のほど、よろしく願いいたします。

それから最後に、この6メートル以上の農道しか舗装しないというのは国の法律でもあるのかという御質問でございますけれども、やはりこの事業には予算というものがあります。予算の範囲内で整備していくということが基本になるかと思えます。よって、これは県で一定の基準を設けているものでありまして、法的な根拠というものではございませんので、御理解のほどお願いいたします。以上です。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

それでは、2点目の職員の定数等の関係について答弁をさせていただきます。

予算書の数でございますが、間違いはございません、そのとおりでございます。町といたしましては、この97名、行財政の計画、それから定員の適正化計画、この数字、97名というのを基本として職員の採用等を計画的に行っているわけでございますが、先ほど町長の答弁にもございましたが、応募者全員をすべて97に合致させるかと、そういう問題ではございません。やはり応募者の中から選考させていただいて、輪之内町にとって必要な方を採用していくと。だから、すべてがこれで充足するという点にはならない点はございます。

それと、その部分についてどのように対応しているかということでございますが、やはりある程度は正規職員でその不足分は事務処理をしていかなければなりません、やはり町政の中で子育てを重点にしていけば、待機園児等の数もなくしていかなければならないと考えると、どうしても現場でそういう住民のニーズにこたえていくということになれば、臨時職員の採用もやむを得ないかと考えております。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、舗装の関係ですけれども、結局、これは改めて要望しなければ、地元からの要望がなければやらないということのようですけれども、当初のこの舗装したときの要望というのは一体どのように考えておられるのか。だから、必要だからこそ舗装してある

のであって、それをこのほ場整備の中で壊した、であればもとに戻すのが当然ではないかというふうに思うわけですが、その辺の考え方は納得できないと思います。

それから、県の方でその基準を設けているんだというのであれば、県と協議の中でそういうことを今後改善していく。予算の範囲内ということですが、ほ場整備の中で、見ておっても必要以上の事業がやられているところもある。本当に金がないなら、そういうところを削って、そしてみんなが喜ぶような道路舗装の方に向けるということもできるのではないかというふうに思っているわけですが、そういうことに対して県に対して意見提起するということは考えないのかということをお伺いしたいと思います。

それから、臨時職員の数は、推移というのはふえていると思うんですが、その辺はどうでしょうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それと、先ほどもお聞きしましたけれども、本来正規の職員でやるべき業務を臨時職員に置きかえている、このことについての答弁が最初の質問から含めて一度も答弁がない。本来、正規職員でやるべき業務を臨時職員にお願いするなんていうことは、これはあってはならないことだと思いますけれども、その辺の法的な違法性はないのかどうか。労働基準法、あるいは地方公務員法、そのほか定数条例、今の輪之内町の日々雇用の職員に対する雇用のあり方などから見て違法性はないのかどうか、私は違法性があるように思えてならない、その辺の見解を明らかにしてください。臨時職員の動向を踏まえてお願いしたいと思います。

それから木曾川導水路については、木曾川は大量の水を使うから、たとえ流量があってもそれは必要だというふうに言われましたけれども、名古屋市は要らないと言っている。それから愛知県の方でも、あるいは三重県の方でも、その割り当て量を返上する、もう検討が必要になってくるというような中において、今、新たな段階に入らない。検証対象に入っているというような状況になっているときに、岐阜県が率先してこの建設促進を行う。金がない金がないといっているような事業を抑えているとき、ほ場整備においては道路舗装もやらないというようなときに、なぜそんなような890億円、1,000億円近い金をかけて必要のない導水路をつくるのか。町長は、詳しいことはわからないからというふうに言われますけれども、常識で考えても、これは普通の人を考えれば、全くこんなもんは必要ないもんだというふうにピンとくるのではないかというふうに思うわけですが、その辺の見解といたしますか、考え方を伺いたいと思います。

○議長（浅野利通君）

産業課長 岩津英雄君。

○産業課長（岩津英雄君）

従来からほ場整備地区内で舗装してあったもの、必要だから舗装してあったんだから、それは復元すべきではないかという御質問を再度されましたんですけれども、心情的に

はその気持ちは、私としましては個人的にはわからないでもないと考えておりますが、しかし、この行政の中でほかの地区においても同じことが言えると思いますので、この要望を出していただきまして、その中で舗装する場所を決めていきたい、このように考えております。

また、その舗装の基準につきましても、県に要望しておるところでございます。6メートル以下でも舗装してくださいということは言うておるわけですがけれども、予算の関係からほ場整備で対応できないところは県単の事業で優先的に舗装しますというお話を承っておりますので、今後、粘り強く要望してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

まず、臨時職員の数がふえているかということにつきましては、若干ふえておると思いますし、またこの10月から旅券の発券サービスの業務等も行っていますが、毎日、住民のお客様があるというわけではなくて、どうしてもこういう業務に対してでも、臨時職員の方で対応していかなければならないという業務もふえてきております。

しかしながら、全般の97名という枠がございますので、この中で適正な事務事業の振り分けをしていかなければならないという認識は持っております。

それと、臨時職員が正規職員の仕事をしているかということについての考えでございますが、こちらとしては、あくまでも臨時職員につきましては補助的なサポートで仕事を行っていただいていると認識しております。ただし、保育所等の現場におきましては、正規職員と同じような業務をしていただいているということは認識をいたしております。

○議長（浅野利通君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

導水路についての再度のお尋ねがございました。新聞報道を踏まえての話だと思えますけれども、名古屋市は要らんとするに何でやということやったようですが、もうちょっと情報を深掘りしていただきますと、要らんとする人と、そんなことはないというお人とおると私は理解をしております。一方的な部分、それからマスコミの表現でプレゼンスの大きい方のみの言葉を一つとらえるのではなくて、全体像をもう一度見直していくという務めも、やはり我々としては持っているんじゃないかなあと、そんなふうにしておることをいま一度申し上げたいと思います。

それから、岐阜県が建設促進をするのはなぜかと、これは正直申しまして、促進大会を企画されました議員連盟の方のお答えを聞くことの方がより正確な思いが伝わるのではないかと考えております。私は、全体像をよく知り得る立場にはないとは申しましたが、関心がないとは一度も申しておりません。そのことだけは申し上げておきます。

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君の質問を終わります。
暫時休憩します。10時45分から始めます。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（浅野利通君）

再開します。

○議長（浅野利通君）

日程第3、議第37号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各課長から議案説明を受けた後、各常任会委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 浅野常夫君。

○総務産業建設常任委員長（浅野常夫君）

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成22年第3回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件については、9月9日、協議会室にて全委員出席のもと、執行部側より参事、調整監、会計管理者、各課長、関係者の出席のもとに審査をいたしました。その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第37号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について、経営戦略課所管分について課長心得から説明を受けました。

総務費のうち、広報費の15万8,000円は、老朽化などで破損した広報掲示板の修繕費用と不慮の修繕に備えるものでした。

また、臨時指定統計費の3万6,000円は、県支出金の農業センサス委託金を受けて、前年度に実施された農業センサスの調査結果の検証事務を行うものでした。そのほか、今年度10月1日現在で全国的に国勢調査が実施されることから、その調査票の点検体制の強化と記入内容の補充、精度の向上を図るため、既定の予算を組み替えるものでした。

質疑に入り、主なものは、広報掲示板の修繕内容については、掲示板の腐食した板を交換するというもので、町内には現在67カ所の掲示板が設置されており、これらの材質や形状はすべて同じではないとのことでした。

また、新設する場合は、約10万円を要するとのこと、内規により運用しているとのことでしたが、この内規の内容を含めて、今後、情報イントラ整備を進める中で情報伝達の手段として一体的に考えてはどうかとの提言がありました。

指定統計調査費の臨時職員賃金の内容については、公募による採用、時給800円で10

月第3週ぐらいから15日間雇用し、国勢調査の調査票の点検作業等を行うというものでした。この費用の捻出のため、予算を精査し、費用弁償と消耗品費を減額したとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、産業課所管分について課長から事項別明細書に基づき詳細に説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、今回修繕する調理室のファンコイルは何台かに対し、800型1台、1000型2台の、合計3台です。

今の空調設備の灯油方式を電気方式に変更することについてはどのように考えているのかに対し、電気方式にすべてを改修すれば約2,800万円かかるので今後検討していきたい。

調理室の利用状況はどうかに対し、平成21年度には77回、約1,600の方が利用されましたということでした。

また、「全国農業担い手サミットinしまね」に参加する農業委員の経費が追加されているが、この大会は何年に一度開催されるのかに対し、毎年開催されているもので、今年度は農地制度実施円滑化事業費補助金を財源に参加経費を追加補正しましたということでありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

すべての質疑を終結し、議第37号についての討論に入り、討論はなく、採決の結果、全員賛成により、議第37号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）の総務産業建設常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に審査付託されました議案についての委員長報告を終わります。

○議長（浅野利通君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 田中政治君。

○文教厚生常任委員長（田中政治君）

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成22年第3回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、9月9日午前9時より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、調整監、各関係課長、関係者出席のもと審議をいたしました。その経過と結果を報告いたします。

初めに、議第37号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について当委員

会所管分を議題とし、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

歳出については総額315万5,000円の追加、歳入については総額49万1,000円の追加であり、事項別明細書に基づき説明がありました。

質疑に入り、主なものは、地域子育て創生事業に新たな事業はあるのかに対し、安心こども基金文庫事業と3人乗り自転車普及啓発事業の継続分のみであるとのことでした。

予防接種の衛生嘱託医等報酬は何人分かにに対し、1人1日として、延べ26人分であるとのことでした。

3人乗り自転車の貸し出し状況と要件はに対し、講習会を実施し、貸し出し中が1件、申込み者が1件ある。要件は、「3人乗り自転車普及啓発・貸出事業実施要綱」に基づいた6歳未満の幼児が2人以上いる世帯で、自転車総合保険に加入していただくこと、また貸出期間は6ヵ月であるとのことでした。

町が加入する保険との違いはに対し、町加入のTSマーク付帯保険は、試乗などで利用した搭乗者または第三者が重度の後遺障害となった場合に適用される。個人加入していただく自転車総合保険は、TSマーク付帯保険では補償されない対物賠償と重度の後遺障害以外のけが等に対しても補償される対人賠償を備えた保険であるとのことでした。

福祉医療費の精算金の流れはに対し、平成21年度に町が負担した福祉医療費に対して交付された県補助金実績より多かったため、県に返還するものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

すべての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議がなく、議第37号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に審査を付託されました議案についての委員長報告を終わります。

○議長（浅野利通君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

これから、議第37号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで討論を終わります。

これから議第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第37号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（浅野利通君）

日程第4、議第38号 平成21年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第43号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、会計管理者から議案説明を受けた後、平成21年度決算特別委員会に審査を付託されております。

したがって、これから決算特別委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算特別委員長 高橋愛子君。

○平成21年度決算特別委員長（高橋愛子君）

これより、平成21年度決算特別委員会委員長報告をいたします。

平成22年第3回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件については、9月13日、14日の両日にわたり、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、調整監、会計管理者、各課長、関係者の出席のもとに審査をいたしました。

審査は、決算書、決算説明書に基づき、各所管部署ごとに説明を求め、慎重に審査をいたしました。その主な内容と結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議第38号から議第43号までを一括議題といたしました。

最初に、議会事務局所管分について局長から決算書及び決算説明書により説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、議長交際費の内訳はに対し、会費17件、お供え7件、香典3件、計27件とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

続いて、総務課所管分について参事から決算書及び決算説明書により説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、職員採用試験の実施方法はに対し、広報及びホームページに職員募集記事を掲載し、第1次試験は岐阜県町村会委託の筆記試験を行い、成績上位の者に第2次試験の面接及び保育士希望者には実技試験を行い、採用内定者を決定して

いるとのことでした。

緊急雇用創出事業で新規雇用した人数はに対し、委託事業を含め14の事業で雇用した人数は43人、そのうち34人が新規雇用の失業者で、町が直接雇用した人数は8人とのことでした。

続いて、公有財産で公共用地として先行取得した海松新田のほ場整備地内の町有地の管理についてはに対し、海松新田営農組合で管理し、使用料は、総務使用料に毎年納入されているとのことでした。

また、防災センターの管理、使用についてはに対し、営業や授業料を徴収している教室については、使用料を徴収し、管理については、3地区の管理人にかぎの貸し出し及び施設の管理をお願いしているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

続いて、経営戦略課所管分について課長心得から決算書及び決算説明書により説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、経営戦略課の職員数はに対し、平成20年度から21年度にかけて1名増員の6名で、4月の人事異動により総務課から異動となったとのことでした。

定額給付金給付事業における未交付者の状況はに対し、42世帯で45人、うち18人は外国人である。これらの方々については、当初の案内のほか、別に2回の申請を促す案内をしたにもかかわらず、それでも申請行為がなされなかったとのことでした。

また、このときの添付資料であった本人確認資料のコピー代の収納方法については、確かに領収書の発行や収納方法において不適切と思われる部分もあったが、申請会場が2階で会計室窓口が1階であったことから、やむを得ず申請者の利便性を優先し、同時に申請者の了解を得て行ったとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、税務課所管分について課長から決算説明書により説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、各税目ごとの差し押さえ件数と金額はに対し、その内訳として、各税目の本税へ換価した件数と金額の説明を受けました。

延滞金の税率について、年14.6%は高いのでこの税率以下に設定してもよいのではないかと、地方税法第326条では年14.6%の割合を乗じて納付しなければならないと定められているとのことでした。

不納欠損について、その内容と人数はに対し、地方税法第18条は、時効起算日から5年間納付に至らなかったもので時効により消滅したものであり、同法第15条の7第5項は、滞納処分の執行停止に係る即時消滅したもので、実態調査等を行っても、その所在や財産等が不明であるものがほとんどであるとのことでした。また、各税目の人数の説明を受けました。

誓約を結ぶ方法についてに対し、納税相談において納税誓約書を取り交わしていると

のことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

続いて、会計室所管分について会計管理者から決算書及び決算説明書により説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了いたしました。

続いて、福祉課所管分について課長から決算書及び決算説明書により説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、子育て創生事業の備品等は町内業者に発注されているかに対し、AEDを除いて町内業者に発注している。3人乗り自転車については、町内3社と町外1社の計4社を指名した結果、町外業者が落札したとのことでした。委員より、入札等は町内業者を優先してほしい。また、全額補助対象であったとしても、行政が負担する必要性や効果をよく考えて事業を選択していただきたいという提言がありました。

民生委員児童委員定数の決め方に対し、総世帯数を200世帯で割った人数が国の最低基準であり、定数を増員する場合は申請が必要である。各地区の世帯数にはばらつきがあり、均等に割り当てることは難しい。また、ボランティアであることから、増員する場合には人員確保の課題もあるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

続いて、住民課所管分について課長から決算説明書により説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、西濃環境整備組合に持ち込まれるごみが増加していると思うが、この原因はどのようにとらえているのかに対し、人口の増加や、野焼き禁止が浸透し、増加していると考えている。なお、可燃ごみを減量するために、毎年、各地区で分別説明会を実施し、資源ごみの分別回収の啓発を実施しているとのことでした。

また、アパートからはどのようにしてごみが出されているのかとの質問に対し、一般家庭ごみとして集積場に出されたものは町の委託業者が収集し、またアパート経営を事業としてとらえ、経営者が事業系の一般廃棄物として町の許可業者に収集を依頼している場合もあるとのことでした。委員からは、さらなるごみの分別収集をPRし、ごみの減量化に努めてほしいとの意見が出されました。

戸籍の本籍数と世帯数との関係については、本籍数が増加すると町に何か影響があるのかとの質問に対しては、結婚によって新しい戸籍ができたり、本籍のみ輪之内町に置いてほか市町村に住んでおられる方もあるため、世帯数以上の本籍数がある。本籍数は地方交付税の算定について用いられているため、地方交付税に影響があるとのことでした。

住基カードの使い道に関する質問に対しては、現在のところ、本人確認の身分証明書としての使用や、遠隔地で住民票の交付を受けることができる。また、e-Taxの申告の際に必要なが、戸籍や印鑑証明書の交付を受けることはできないとのことでした。

た。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

続いて、産業課所管分について課長から決算書及び決算説明書により説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、ヌートリアの捕獲数は何頭であったかに対し、わなを3回貸し出しましたが、捕獲したという報告はありませんということでありました。

ジャンボタニシの被害が出ているが、卵のそぎ落としだけで本当に死滅するのかに対し、卵は水中では生きていけません。積極的に駆除している地区では、ジャンボタニシの数は確実に減ってきていますということでありました。

また、小麦・大豆の作付に対し町単独の補助金を出しているが効果はあるのかに対し、営農組合の運営に役立っていると考えていますということでありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、建設課所管分について課長から決算書及び決算説明書により説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、土地改良施設維持管理適正化事業交付金はどういうもので、どこから入ってくるのかに対し、国と県と町が3分の1ずつ拠出し、県土連から町に入ってくるとのことでした。

道路工事等の要望で現在の要望件数と今年の新規の要望は何件かに対し、現在は158件あり、2月末では150件でしたが、完了したのものもあるので新規は10件ぐらいとのことでした。

ほ場整備区域内の未舗装道路は要望件数の中に入っているかに対しては、要望として上がってきているものもあるが、各ほ場整備区域内においては、毎年最低1本は道路舗装をするように努めているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

続いて、教育委員会所管分について課長から決算書及び決算説明書により説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、外国語指導助手の賃金はどのように決められているのかに対し、県の国際課を通じて外国青年招致事業事務局からのあっせんにより招致しており、勤務条件は、労働基準法及び県の条例等の定めるところにより契約をしているとのことでした。

給食センターの厨房機器更新工事の進捗状況はに対し、平成21年度において揚げ物機・焼き物機の設置工事が終了し、繰り越し分は、この8月にすべての工事が完了したとのことでした。

学校ICT化整備推進事業の財源はに対し、学校情報通信技術環境整備事業補助金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金とのことでした。

また、電子黒板の利用状況はに対し、中学校では理科及び美術の授業に、小学校では

算数及び英語の授業に活用されており、今後、有効利用に努めるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

すべての質疑を終結し、議第38号についての討論に入り、緊急雇用創出事業の補正予算は、雇用拡大につながらず、地域活性化経済危機対策は、メーカーの利益だけであったとともに、財産管理について検討課題が残り、決算は認めることはできないとの反対討論と、決算は適正に執行され、事業の効果があり、認定すべきとの賛成討論があったので、挙手による採決を行いました結果、挙手多数で、議第38号 平成21年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第39号 平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について住民課長より決算説明書により説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保険税の中に後期高齢者支援金分が含まれているが、後期高齢者支援金の算定方法はとの質問に対し、後期高齢者医療制度では、医療の給付に要した額のうち患者が負担する1割、もしくは3割の自己負担額を除いた残りの部分を公費約5割、高齢者の保険料1割と、各医療保険が納付する約4割の後期高齢者支援金で賄う仕組みとなっている。後期高齢者支援金は、当該年度の保険納付対象額の見込み額の総額をすべての保険者の加入者総数で除した額に、各保険者の保険者数を乗じて得た額に調整率を乗じて得た額とされている。国保から支出する後期高齢者支援金に対しては、国の療養給付費等負担金や財政調整交付金、また県の財政調整交付金により補助されるため、これらの収入を除いた額を保険税として徴収するとのことでした。

一般被保険者の現年度分国保税の収納率は平成20年度より下がっているが、収入額が増加しているのはとの質問に対し、収入額が平成20年度を上回ったのは調定額が増加したためである。なお、調定額が増加した要因として考えられるのは、所得割率や均等割が変わっていないため、被保険者数の増と所得の高い方が国保に加入されたこと等によるものと考えられるとのことでした。

また、国保税も滞納者に対する差し押さえを行っているのかの質問に対しては、平成21年度は30件の差し押さえを行ったとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議がなく、議第39号 平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第40号 平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について福祉課長より決算書及び決算説明書により説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、医療給付の状況はに対し、医療給付は運営主体である広域連合が行っているため、町の決算書のみでは把握できないとのことでした。

委員より、新たな制度が議論されていることから、広域連合の決算内容や医療給付の

状況がわかる資料を提供していただきたいという意見がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第40号 平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第41号 平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について福祉課長より決算書及び決算説明書により説明を受けました。

質疑に入り、特に質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第41号 平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第42号 平成21年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について福祉課長より決算書及び決算説明書により説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、利用者は町内者のみかに対し、全員町内者であるが、住所による制約はないとのことでした。

職員の身分と必要な資格はに対し、職員は町職員で、正職員1名、臨時指導員2名の計3名が常勤している。指導員には、保育士または教諭の資格等が必要であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議がなく、議第42号 平成21年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第43号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について建設課長より決算書及び決算説明書により説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、下水道加入率と加入世帯数はに対し、加入率は35.7%、加入世帯は520戸であるとのことでした。

平成27年度までに完了との計画で進めているが、予定どおり行えるか、財政投資をふやして早く進めるべきではないかに対しては、今のところは平成27年度完成予定としているが、国及び町の財政状況も厳しく、補助金等の外部資金も影響してくるので、これらを見極めながら進めていきたいとのことでした。

下水道工事が来ないと合併浄化槽を入れ、しばらくは下水道に接続しないことになるが、すべての家に下水道管路を持っていくようにはならないかに対しては、既に下水道管路工事が完了した区域において新たに家やアパートが建っても、財政面や工事の形態、工事期間などですぐに管路延長工事をするにはできないとのことでした。また、宅地開発区域についても、管路延長の工事期間をどれだけ待ってくれるかにもよります。費

用対効果を踏まえ、対応できる区域については対応していきたいとのことでした。

ほかに特に質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第43号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました議案についての委員長報告を終わります。

○議長（浅野利通君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

一般会計の中で臨時雇用の直接雇用の職員数、今、たしか6人と言われたような気がしたんですけれども、それで間違いないでしょうか。

○平成21年度決算特別委員長（高橋愛子君）

8人です。

○9番（森島正司君）

今、8人と言われた、それならいい、わかりました。なら、いいです。

○議長（浅野利通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

これから、議第38号 平成21年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

経済危機に対する予算の執行が行われたわけですが、21年度というのは8月に衆議院選挙があつて、それまでの自公政権、国民に対して選挙対策のばらまきが行われたんじゃないかというようなことも思えるわけです。その選挙結果は、国民の厳しい審判を受けて民主党政権にかわってしまったというようなことでありました。

その中で経済危機として、いろいろと定額給付金とか、あるいは緊急雇用対策、地域

活性化、次々と実施されたわけですけれども、この意図がどうであろうと、この事業が町民にとって有益であれば何ら問題ないというふうに私は思っております。

しかし、例えば緊急雇用、今、委員長報告がありましたけれども、14件の緊急雇用事業が行われて、43人分の人件費を使いながら、新規雇用は34人、そしてそのうち、その実態を把握することができるのは直接雇用だと思いますけれども、直接雇用は8人であったと。その8人の緊急雇用の実態を見ると、説明を受けた中では、ほとんどが恒常的な業務ではないかと。当初予算で見えてあったものを、その臨時職員の賃金を振りかえた、緊急雇用事業の補助金で支払ったと、これでは雇用の拡大にはなっていないのではないかというふうに思うわけであります。結局、これは町にとっても失業者にとっても何ら有益になっていないというふうに思うわけであります。

こんなことを国や県が補助対象として認めること自身、これは異常だと私は思いますけれども、国や県もこの雇用問題を本当に解決しようとしているのかどうか、疑問を持たれると私は思っております。このようなことを国や県が認めても、職を失った町民の多くは、これに対しては厳しい批判の気持ちを持っているというふうに思います。

また、地域活性化事業によって電子黒板とか、あるいはこの3人乗り自転車などを購入しましたがけれども、これらも町民の要望から出発したものではない。結局、企業の売り上げを上げるための経済活性化対策でしかなかったというようなことで、町民の利益はそっちのけになっていた、そういう結果ではないかというふうに思うわけであります。

それから、財産管理につきまして、町執行部は公共用地の先行取得として管理されていたはずの海松新田の農地を南部地区ほ場整備に編入してほ場整備を行った。そして換地の結果、3割以上の減歩を容認してしまっている。一般の人は、恐らく3割の減歩なんていうことはあり得ない、恐らく5%か、そのぐらいではないかというふうに思います。で、町民の共有財産である土地を292平方メートルも不当に減少させてしまった。しかも、その対価は1平米当たりわずか200円、1反当たり20万円という金額です。この土地というのは、もともと下水道の最終処分場用地取得の際に、代替地として公払法を適用して平米当たり1万5,000円以上の金で買収したものです。それが代替地の要望がなくて当面は必要なくなったということで、公共用地先行取得として管理されていたはずであります。

仮に今後、この土地を代替地にして活用しようとするれば、もちろんこれは農地としてしかできませんけれども、農地が狭くなったら代替地としての価値が、農地としての価値は小さくなってしまふ。このことから見ても、今回のこの3割以上の減歩というのは代替地の農地としての価値も損なってしまったということで、町に対して大きな損害を与えているというふうに私は思います。このことについて町長は、間違いを認めないとか、適正ではないというふうにおっしゃいますけれども、何を謝らないかんのかというようなことで開き直っておられる。この開き直りの姿勢では、同じことが何回でも

繰り返されるのではないかというふうに私は思うわけであります。

代替地の問題でいえば、緑地公園の問題で町が大きく混乱したこともありました。そういうところの反省がない限り、また同じことが繰り返されるのではないかということをおもうわけであります。

したがって、そういう問題があったならあったで、それをきちんと検証して、どこに問題があったのか、今後、そういう誤りを繰り返さないためにどうするかといったことを、やはりこの際、明確にしておくべきだというふうに思いますけれども、そういう姿勢が全く見られないというところが非常に残念であります。

それから滞納処分、本当に苦しくて払えない人がたくさんできている。私のところにも何人かの方が相談に見えますけれども、税金が高くて困っているというような人がたくさんいらっしゃるわけですが、ただ、納税相談に来ないからということで一方的に差し押さえをする、これは20年度に引き続いて21年度も行われている。そして、不納欠損という方法もあるのではないかとすることを提案しましたが、不納欠損をやられているけれども、それは本当に所在のわからなくなった人などに限定されているようで、生活困窮者に対する適正な法の適用というのが本当になされているのかどうか疑問でありました。

このようなことから、この一般会計決算の認定には反対したいと思います。

○議長（浅野利通君）

ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

7番 森島光明君。

○7番（森島光明君）

平成21年度の一般会計の決算につきましては、2日間の審査の過程においていろいろな意見、あるいは指摘事項もありましたが、計画に基づいておおむね所期の成果が上げられているものと、認定することに賛成をいたします。

○議長（浅野利通君）

これで討論を終わります。

これから議第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。異議がありますので起立によって採決します。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立7名）

○議長（浅野利通君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第39号 平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（浅野利通君）

これで討論を終わります。

これから議第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第39号 平成21年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第40号 平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第40号 平成21年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第41号 平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（浅野利通君）

これで討論を終わります。

これから議第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第41号 平成21年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第42号 平成21年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（浅野利通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第42号 平成21年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第43号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（浅野利通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第43号 平成21年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（浅野利通君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設、文教厚生各常任委員会の所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（浅野利通君）

これで、平成22年第3回定例輪之内町議会を閉会します。

11日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼申し上げます。大変御苦労さまでした。

（午前11時40分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年9月17日

輪之内町議会 議長 浅野利通

署名議員 森島光明

署名議員 高橋愛子